

〔論文〕

イギリス鉄鋼業保全部門の労使関係
——賃金体系改革の提起したもの——

石田光男

- 一 保全部門における労使関係機構
 - (+) 労働組合組織
 - (+) 経営労働組織
 - (+) 採用・訓練・配置・昇進
 - (+) 団体交渉制度
- 二 WMIS の仕組み
 - (+) 保全部門における効率化のための協約
 - (+) WMIS 協約
- 三 WMIS と労使関係
 - (+) 勞使作業部会
 - (+) WMIS の職場での問題
- 四 まとめにかえて

本稿は「イギリス自動車・鉄鋼産業の工場レヴェルにおける労使関係の実態調査——日英労使関係の国際比較的研究として——」を目的とする調査団（団長戸塚秀夫）の鉄鋼班（班長菊地光造）が行なった調査結果の一部である。調査対象はイギリス鉄鋼会社のスカンソープ事業所で、調査時点は一九七九年四月～七月である。

イギリス鉄鋼業保全部門の労使関係

る保全部門の労働組合

代表的職種名	事業所内における shop stewards の配置	ホワイトカラーの組織
turner, fitter	ほとんど全ての課に 1 名	TASS, Staff Association
foundry worker	全体で 1 名	
electrician	ほとんど全ての課に 1 名	EESA
pipefitter	主要課に各 1 名	Staff Branch
同 左	ほとんど全ての課に 1 名	STAMP
"	?	
"	全体で 1 名	
boiler maker	全体で 1 名	
roll turner	全体で 1 名	
pattern maker	全体で 1 名	

EETPU=Electrical Electronic Telecommunication and Plumbing Union, H & D=National =Union of Construction, Allied Trades and Technicians, ASB=the Amalgamated Society of Turners' Trade Society, APAC=Association of Patternmakers and Allied Craftsmen, TASS=Staff Association, STAMP=Supervisory, Technical, Administrative, Managerial and Profes-

本稿の主たる目的は、保全部門の効率化の一環として導入された出来高賃金制度——具体的には Work Measured Incentive Scheme (以下 W M I S と略記) ——の具体的な内容を明らかにし、その実施面で何が問題となつたのかを明らかにすることにある。

一 保全部門における労使関係機構

本題に入る前に保全部門における労使関係の概況を可能な限り具体的に知つておく必要がある。但し我々がこの部面にさいた時間は極めて限られたもので、情報量も比較的少ない。不正確さはまぬかれない。しかし、それでも幾分かは具体的なイメージを持つ助けとはなんらか。

(1) 労働組合組織

事業所内に存在する保全部門の労働組合は表 1 の如くである。ここに掲げられたどの組合もクラフトユニオンの組織原理の伝統で、支部は居住地単位に構成されている。従つて支部組合員には B S C 従業員以外の労働者も存在する。従つて事業所内の各職場の労働問題の処理に

表1 事業所における

組合名	70年前後における事業所内の組合員数()内は聴取時点の数	スカンソープ地区における支部数
AUEW (Engineering)	2300 (1728)	7
同上 (Construction)	?	
同上 (Foundry)	? (12)	
EETPU	790	2
H & D	420 (280?)	2
UCATT	400?	4 bricklayer 1 painter 2 joiner 1
ASB	390	?
BRTTS	少数	1
APAC	? (12) or (28)	1

注) 組合名の正式名称は次の如し。 AUEW=Amalgamated Union of Engineering Workers, Union of Sheet Metal Workers, Coppersmiths, Heating and Domestic Engineers, UCATT Boilermakers, Shipwrights, Blacksmiths and Structural Workers, BRTTS=British Roll Technical, Administrative and Supervisory Section, EESA=Electrical and Engineering sional Section.

主として J. M. 氏及び A. T. 氏面接調査(1979, 5月25日及び7月19日)記録より作成。

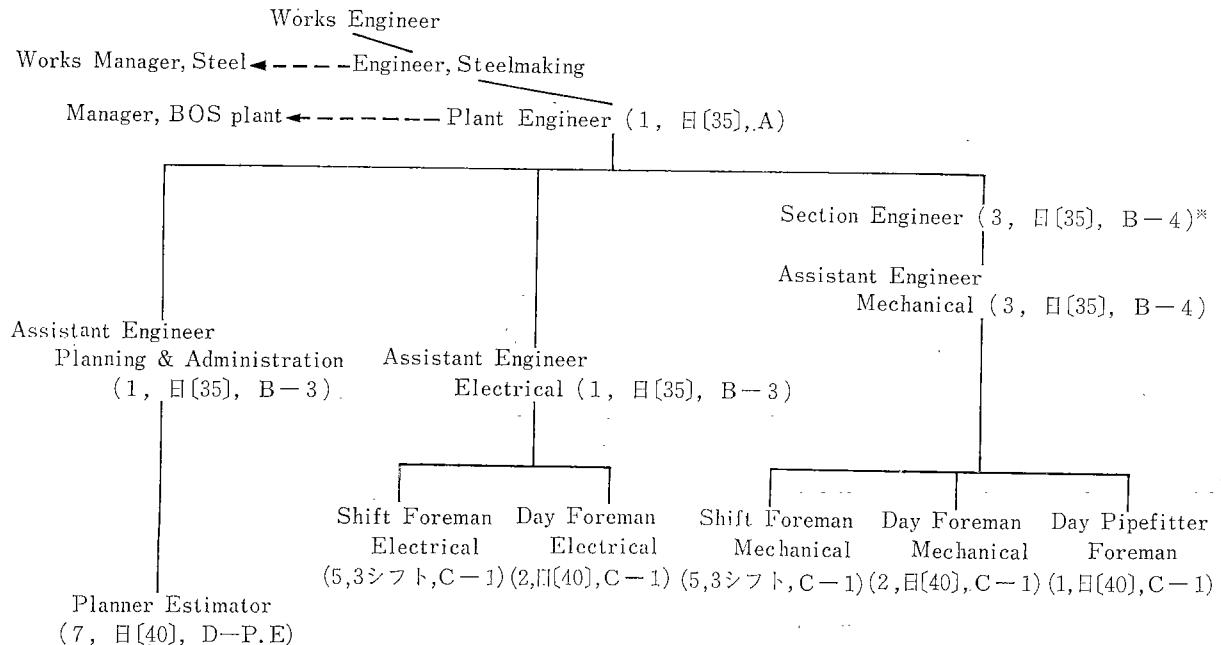
あたっては、職場における組合代表者であるショッピング・スチュアード(職場委員)の活動が不可欠となる。表では事業所内の全課=工場に職場委員を配置している組合と事業所内の一領域にしか配置していない組合があるが、それは結局、作業の性格上、組合員が種々の工場に分散して配置されているか、一工場に集中して配置されているかの相違を反映したものである。通常は同一組合内には複数の職種の労働者がいるが、職種毎の職場代表は存在しない。同じ組合で職場が同じであれば職場委員は一名である。但し UCATT は職種毎に支部が組まれており職場委員も職種を代表していると想定される。

(1) 経営労働組織

本稿での職場の労使関係を理解する前提として、以下では製鋼工場の保全部門の経営組織を例に若干の説明をしておく。図1に組織図を示した。これは七八年に改めた後のものである。⁽²⁾ 本論で扱うWMISに深く関係したポジションは Assistant Engineer Planning & Administration ～ Planner Estimator (プランナー兼算定) であ

マサコ・スミズル株式会社の組織図

図1 製鋼工場保全部門の経営組織



- 注) (1) 職名の次のカッコ内は、要員数、勤務形態、グレードの順。勤務形態の日は日勤で〔 〕内の数字は週労働時間。グレードはAがSenior Managementで課長クラス、BはMiddle Managementで係長クラス。Cは職長、Dは一般職員である。Bグレードのあと数字は内部の序列を示しB-6が最高でB-1が最低。CグレードではC-1からC-5まであり、C-1が最高。
- (2) ※印は推定。なお本文注(2)参照のこと。なお上記以外にスタッフとしてはタイピストが2名いる。
- R氏面接調査(1979, 7月25日)記録より作成。

表2 製鋼工場保全部門の労働組合組織

① スタッフ

組合名	組合員数	内訳
SIMA※	9	Plant Engineer, Assistant Engineer 等グレード A, B の manager
EETPU-EESA	7	Foreman Electrical
AUEW-Satff Asso.	16	Foreman Mechanical※※, Planner Estimator

※ SIMA=Steel Industry Management Association

※※ 図1の pipefitter foreman が入るのかどうかは不明。

② マニュアル

組合名	Technician	Craftsman	Semi Skilled	Apprentice	utility 等※※
AUEW	41※		42	11	4
EETPU	7	15	17	3	1
H & D	—	11	8	—	1

※ technician と craftsman の内訳が不明。

※※ AUEW では utility は Semi Skilled へ昇進できないが、EETPU と H & D では昇進するという。

(注) R氏面接調査(1979年7月25日)記録及び聴取参考資料より作成。(なお拙稿「現代イギリス鉄鋼業の労使関係——製鋼工場における労働組合の規制の実態——」(『労働問題研究』No.3, 1981年)では p. 95 で上記と異なった数字を掲げている。実はデータソースが2つあったわけで、考証した結果、上記の数字が正確だと判断している。)

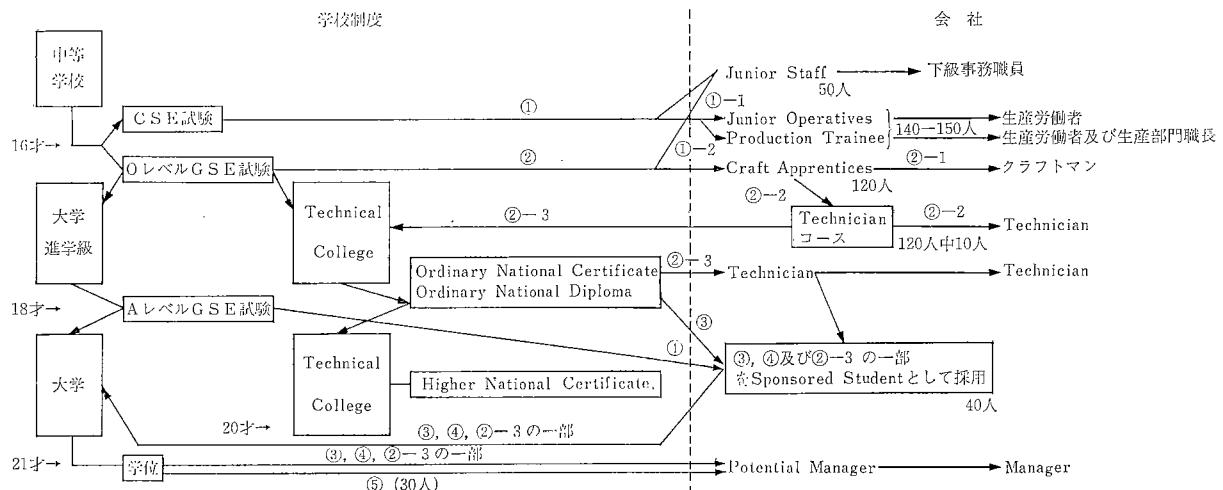
監督者層・経営層の人の補充(昇進)は次節でも触れるが、以下で若干言及しておく。Assistant Engineer Planning & Administration の話だが、職長層は全員クラフトマンからの昇進・選抜である。従って、具体的には電気関係

る。前者は課内の保全業務の立案計画にあたり、後者はそれを作業カードに具体化する。その際のP.E.の主たる業務は個々の保全作業の基準時間を評定することにある。P.E.は、のちにも触れるが、W.M.I.S.協約(七三年)以前には存在しない職位である。作業測定に基づいた賃金支払が合意された際に、作業測定を行なうために事業所内各種クラフトマンからP.E.への志願者を公募し、面接試験・適性検査を経て選抜し、その後三週間のワーク・スタディ技法の研修、二日間の業務計画の研修を終了させて、P.E.を新たに養成したのである。⁽³⁾当初八〇名であったものが調査時点では二二〇名にものぼっている。⁽⁴⁾

マカリク職業訓練委員会の就労現状

6

図2 主たる新規採用ルート



の職長は E E T P U のクラフトマンから、機械関係の職長は A U E W のクラフトマンから、鉛管関係の職長は H & D のクラフトマンからとあります。より上位の Assistant Engineer 層は 11 つのルームで補充される。一つは職長からの昇進であり、今一つは大卒採用者の配置によつてである。

次に、この職場における労働組合の分布をみると表 2 の如し。

(3) 採用・訓練・配置・昇進⁽⁶⁾

採用の全体的仕組を図示すると図 2 の如し。保全部門の労働者は、16 歳時点で受験する O ネグル G S E 試験合格者が採用している。上級学校への進学のための資格試験でもあるこの O ネグル G S E 試験は、C S E 試験より困難である。C S E 試験合格者から採用される生産労働者にくらべより「やがる」生徒が保全部門の労働力を構成している。⁽⁷⁾ この理由で、保全部門では 20 歳で徒弟訓練を修了すれば一人前のクラフトマンとしての賃金が得られ、かつ企業間の移動をしやすくなる。その賃金が確保できることがから、より雇用保障の程度が高いとみなされ、生徒が徒弟として採用されることを伝統的に希望してきたいともあるところ。⁽⁸⁾ 採用された者の大部分が徒弟訓練をうけてクラフトマンになつて行く(図 2 中の②—1)。しかしその中の優秀な者はテクニシャンロースに入れられテクニシャンになる。(図中の②—2) これはクラフトマンの上位に位置する。保全部門マニヨアルグレードの最上位で、電気関係で言えばエレクトロニクス等を取扱ふ。このテクニシャンロースの中で更に優秀な者はテクニカル・カレッジに派遣され(週に一日が通常)、そりで Ordinary National Certificate を取得しテクニシャンになる(図中の②—3)。この者たちの更に優秀な者は、テクニカル・カレッジをおへり Ordinary National Diploma (全日制の課程を修了した者は Diploma) を持つた新規採用者(図中の③) 及び A ネグル G S E 試験を受験して大学へ進学せずに直ちに入社した者(図中の④)、いわゆる Sponsored Student として大学に派遣される。期間は三~四年間であるが、この間、半年は大学での勉学、半年は会社での実務とい

うパターンがとられる。」¹ うして学位を取得してきた者たち、大学を終了して新規に採用された者たち（図中の⑤）とともに将来の経営者層として配置されていく。

次に配置・訓練を概観しておく。図中②—1層が保全労働力の主柱たるクラフトマン／＼つながるルートである。「」² ではまず、採用に先立つて、fitter が何人、electrician が何人必要かを決めた上で採用し、採用後事業所内にある徒弟訓練校 apprentice school に入所する。

訓練校は各職種毎におおむね2年間である。fitters & electricians は2年間である。pipefitters & bricklayers は2年間である。」「fitters の場合、一年目は道具や機械の使用法を学ぶ、2年目は分解した機械を組み立てるなど費用としている。また2年目に試作品を加工する。各種の機械器具の故障したものを工場から持ってきて、それを修理する。」

訓練校での訓練を修了して後、20歳になるまでは徒弟として各現場に配属される。この期間は、なお訓練期間中であるので、クレーン修理の多い職場→コンベア修理の多い職場→切断機の多い職場等、多様な機器の修理ができるようへり移動する。いわば OJT である。

一たん各職種の徒弟訓練を修了した一人前のクラフトマンは通常おもや訓練を受けない。しかし、後にみると七一年協約によりクラフト間の繩張りの緩和のために他職種の仕事を一部遂行でありますように簡単な訓練が施されている。機械工が電気配線の簡単な接続をするところの程度のことである。

なお、所内保全労働力の中には semiskilled がいる。もといむとばクラフトマンの作業補助者として mates とか Labourers と呼ばれていた労働力群であるが、一定の訓練の後 semiskilled として一本化した。従つて、推測であるが、③の semiskilled 層は16歳～20歳の間に正規の徒弟訓練をうけずに、成人後中途で入社した者であると思われる。

④の semi skilled 層は一定の訓練でクラフトマンにならうものであらうか。「なれません。クラフトマンになるに

は、この産業では、学校を卒業して直ちに徒弟訓練に入らなくてはなりません。それで四年間の訓練を受けるのだが。そして18歳まで学校にいた青年が徒弟に入ることは実際極めて困難です。」

次にスタッフ・グレードの配置であるが、先の図2の③④⑤に該当する大卒扱いの者たちは、保全部門で ^{日本語} technical assistant に任せられるのが通常である（生産部門で ^{日本語} technical assistant）。その後はデパートメンタル・マネジャー層→ワーカス・マネジャー層へと内部昇進する。

従つて、所内の労働力の配置の仕組みを中長期的視野で把握するためには、結局昇進の仕組みを把握する必要がある。この場合、マニュアル・グレードは徒弟→クラフツマン、テクニシャン、semi-skilled 等、^{日本語} 入職時点でのルート設定で固定化していると考えられる。

次に問題となるのが、スタッフ・グレードの最下層即ち第一級監督者層への人の配置、換言すれば、職長への昇進の仕組みの問題である。保全部門の職長は必ず徒弟訓練を修了した者でなくてはならないため、その候補者はクラフツマンに限られる。より具体的には、クラフツマン、テクニシャン、スタッフ・グレードのP.E.がそれである。⁽²⁾ 所内の新聞で公募され、選考バーナルの面接試験をうけて任命される。

この選考では個々人の経歴や学業成績が比較的重視される。特に監督者免許状 supervisory certificate を持っている者は優先される。この取得は、一つにはテクニカル・カレッジに派遣されて、そこで取得するか、今一つは、所内の職長候補者訓練 Potential Foreman Training Scheme を受講して取得するかのいずれかである。前者は比較的少数であるが、後者は毎年七〇名程が受講し取得している。そいで、この職長候補者訓練について若干説明を加えておく。一訓練課程は定員一四名（年間五課程が設けられる）で一年間のコースである。

訓練生の募集から決定の仕組みは次の如し。①訓練課が所内新聞にて公募。②志願者は訓練課に申込みをする。③訓練課は志願者をA、B、Cの三段階に評定し、志願者の在籍工場毎にAが何人、Bが何人とリスト化して、それを当該工場長に打診しながら

面接試験候補者を絞る。大概、定員の一倍程度まで絞る。⁽⁴⁾選考パネル（製造部門部長、上級エンジニア、職長組合代表者、訓練課員）で面接試験をし決定。

課程は工場現場での実地教育と研修所での机上學習とが組み合わされている。一年目は三ヵ月実地、三ヵ月机上學習、三ヵ月実地、三ヵ月実地という形をとり、自己の在籍職場以外広く学ぶ。保全関係の場合は、出身が機械関係であれば、電気関係の職場に入つて学ぶ。⁽¹⁰⁾

こうした訓練課程での主たるねらいは、「態度の変革」にあるという。この点を基本に机上學習と実地教育とを関連付けている。具体的には、現場での問題を発見し、（在庫管理の非能率、良塊歩留りの悪化、要人員運用制度の非効率など）この原因を分析し、それを極力数量化し、解決策を立案するといふ。問題解決へ向けての積極的な姿勢を養成する。訓練生は過去の実績では、平均一ヵ月で職長に任用されている。

日本との比較では、私の印象を言えば、問題解決への取組み姿勢の培养が、日本ではQCサークルで平日間に日常化、制度化していふのに比較し、ここでは限られた少数者に、それも職長の資質養成とどうりどなされていいるにすぎないことが大きな相違である。

次にデパートメンタル・マネジャー層以上の配置＝昇進のルールはどうなつてゐるか。このマネジャー層の昇進は査定制度 Appraisal System をベースにしている。表面的にしかわからないが大要次のようになつてゐる。

①まず、本人が前年度に設定した目標に照らして職務遂行の出来栄えがどうであったかを記入。また当初計画になかつた仕事で重要なものを記入。また自ら、昇進、及び教育訓練の希望を記入。②これに対し、直接の上司は本人の記入事項にコメントを記入。そこで本人の長所、弱点を明らかに示し、全体として職務遂行が満足すべきものか否かを記入。各項目にYES、NOでこたえる。NOの場合、いかなる対策、訓練が必要なのかを示す。③これを再び本人に戻し、二者で面接し討議する。そこで、合意できた事柄と合意できなかつた事柄を記入する。ここで、次年度の目標を設定する。④これが更に上の上司によってコメントが付される。こうした査定は、第一に本人の現在の職務についての職務遂行能力の向上をねらつたものであるが、第二に、それは本人の教育

訓練・昇進と結びつかれていふ。

さて、實際のマネジャー層の昇進の仕組みであるが、①所内の Employment Manager が所内新聞にて空席を公募する。②応募者は Employment Manager に応募するが、この応募者リストが訓練課によ回付される。訓練課には先の査定票がマネジャーに層全員について保管されているので、訓練課長は査定票を調べた上で、例えば次のようないふことを「空席ボストの上級マネジャーに連絡する。「応募者には有能な者が十分いないが、大卒新入社員でこののがいるので、これを加えてみたらどうか」という形で、若干数の増加をする。また他事業所からの応募者がある場合は、当該事業所から査定票をとり寄せる。③面接試験。この場面で、訓練課長も参加し本人の過去の査定票をみると、この側面からコメントを加へる。

四 団体交渉制度

会社レベルの労働条件の交渉は、第一工賃（Hourly Rate）⁽¹⁾ BSC 本社と社内諸クラフトヨーロッパの連合体である NCCCO (The National Craftsmen's Coordinating Committee) の間に行なわれる。⁽²⁾ 第一工賃、有給休暇、労働時間、賃金補償、疾病手当、年金などの賃率以外の労働条件は BSC 本社と TUCSICCO との間の交渉により決定される。タシックと呼ばれるこの組織は、国有化を契機に社内のすべての組合を一本化し本社との労使協議の組合側組織として設けられたものであり、NCCCO もこれに加わっていふ。

労働条件は更に、いわゆるローカル交渉によって補足される。この場合ローカルとは、事業所（Works）レベルと工場レベルの両方を意味する。

事業所レベルの交渉は、その形態は事業所毎に異なる。各個別クラフトヨーロッパがそれぞれ事業所と交渉している箇所（ヨーロッパなど）もあれば、事業所内の諸クラフトヨーロッパの連合体が事業所と交渉している箇所もある。この調査対象事業所では、諸クラフトヨーロッパの連合体が Scunthorpe Allied Trades Committee (以下 SATC と略記) という名称の下に事業所と交渉している。交渉テーブルを Joint Negotiating Committee (以下 JNC と略記) と呼び、隔

イギリス鉄鋼業保全部門の労使関係

月に開催されている。組合側交渉委員は各個別組合の専従役員 (= district officer) と各個別組合の平組合員代表 (職場委員クラスの代表) とかなる。⁽¹³⁾ 交渉事項は、賃金について幅広い Hourly Rates 以外の賃金項目が該当する。その他、やや広く言えば、本稿が問題にしている生産性向上にかかる施策 (その大綱は全社レベルの交渉で決定されるが) を具体的に合意する場はこの事業所交渉と考えられる。

工場レギュルの交渉は、私のとの間の勉強の限りでは、実は通常言われてこないへの紛争処理手続 disputes procedure と全く同一である。⁽¹⁴⁾ これは各個別組合が經營者団体とともに結んだ紛争処理協約を基本上に、各個別企業の実情に応じてルール化 (成文か慣行かは問わず) されてくる。AUEW のロゴシーナーの語では、当該事業所でも大概次のものが手續が踏まれる。⁽¹⁾ 本人と職長の交渉 → ⁽²⁾ 職場委員と plant engineer の交渉 → ⁽³⁾ 職場委員と Area Engineer (Engineer Steelmaking など) ⁽⁴⁾ 時に労務課職員との交渉 → ⁽⁵⁾ 職場委員長 (convenor) ⁽⁶⁾ 職場委員と Works Engineer ⁽⁷⁾ 労務課職員 ⁽⁸⁾ Area Engineer との交渉 → ⁽⁹⁾ 職場委員長は専従の地区書記長に手紙を送り、地区書記長は地区委員会にはから、断念あるか更に追求するかを決定する。追求する場合は、地区書記長と Works Engineer ⁽¹⁰⁾ 労務課長との交渉 → ⁽¹¹⁾ 本社交渉。⁽¹²⁾ ①～⑩までが事業主工場レベルの交渉である。これは後にみる七三年協約の紛争処理機構 (表5) の第一段階と同一のものである。

注

- (1) これは一九七一年に立ちの組合が合同して UCATT が結成されたことに無縁ではないだろう。
- (2) 七八年までは Engineer Shift が名前がなれど、だが、効率化のために、管轄部署を明確にした3名の Section Engineer は切りかえた。それと同時にシフト勤務から日勤に切りかえ、余剰の2名が他部門へ転出わた。図1では Section Engineer のグレードは変更がなかったものと推定して記入してある。
- (3) AUEW のワークス・センターB・N氏面接調査 (七九年七月五日) 記録及び、製鋼整備工場計画管理担当副技師R氏面接調査 (七九年七月二十五日) 記録。

(4) UCATT のコンビーナー J・M 氏及び EETPU のコンビーナー A・T 氏面接調査（一九七九年五月二五日、及び七月一九日）記録。

- (5) 前出 R 氏面接調査（七九年七月二五日）記録。
- (6) 本節は、事業所訓練課経営者訓練担当課長 W・S 氏面接調査（七九年五月一七日及び五月二一日）記録による。
- (7) 保全部門労働力としては Apprentice→Craftsman 以外に semiskilled や utility hands などの労働者が存在するが、これらは全て中途採用者で徒弟訓練を経ていない者と推測される。
- (8) 聽取りでは、はつきり確認していないが、この②-3 のコースは②-2 にくらべ、より職長になりやすいのではないかと思われる。
- (9) 生産部門の職長はより多様の給源を持つている。生産労働者は勿論のこと、事務部門職員、研究所の技術員、大卒新入社員の他クラフトマンも職長になりうる。
- (10) 生産部門の場合は、製鉄部門出身者は、製鉄、各種圧延工場の実地教育をうけ、一年間の終りが日に因工場を学ぶことになつていて、11年目になって各自一工場を選択し、工場内の各職長ボジションに就いて金ボジションを「なせる」ように訓練をうける。
- (11) もともとイギリスの賃金交渉の基本は個別企業毎の交渉ではなく、経営者団体と組合連合体とが全国的に賃率を決定すると、いうものである。BSC& Iron Steel Institute に加盟しており、組合の連合体は、Iron Steel Institute を相手に賃率交渉をしていた。ところが、近年私企業の業績に BSC がついてゆけず、本文のように NCCC は BSC と直接に交渉するようになったという。前出 B・N 氏面接調査（七九年七月五日）記録。
- (12) 実際には、一九七七年に AUEW が SATC から脱退しているため、事業所交渉は 2 つに分れている。
- (13) 各個別組合の利害調整が必要になるが、それは SATC の代表者会議（各個別組合の専従役員十平組合員代表 1 名からなる交渉委員に更に各組合二人の senior shop steward を加えたメンバーで構成）の場でなされる。
- (14) 本稿で取扱う WM ボーナスやデパートメントは、本論で述べるように JNC から派生して設けられた JWP で決定されているが、夏期のストップ・ペリオッド中の保全作業の集中期についてのボーナス設定は JNC でなされている。
- (15) 実のところ、私も未だばきりしていないが、団体交渉と紛争処理とは通常別々のものとして考えられるが、工場レベルにおいては両者は全く同一のものではないかと考えている。

(16) 前出B・N面接調査(七九年七月五日)記録。

二 W M I S の仕組み

(+) 保全部門における効率化のための協約

国有化以降一九七九年までに保全部門の効率化にかかる当該事業所協約は二つ存在する。一つは七〇年五六日締結の協約であり、今一つは七三年十一月七日締結の協約である。⁽¹⁾これらは元々はBSC本社とNCCCとが六九年三月六日に締結した Productivity Programme Agreement を当該事業所で具体化したものに他ならない。これら協約締結の背後でいかなる交渉経過があつたかを我々は確認していない。ただソレでは、二つの事業所協約が相互に密接な関係におかれていることを確認さればよ。

そもそも保全部門の効率化のために何をしなくてはならなかつたのか。この点は七〇年の協約前文に二つの課題として掲げられていた。第一に、「当該事業所の保全部門組織の最大限の効率性を達成、維持し、保全部門労働者の賃金支払体系を今日の労使関係状況にふさわしいものにする」と、第二に「作業慣行を改革して保全部門労働力の有効活用を促進すること」と記されている。⁽¹⁾ここに示されている課題をより論理的に整理すれば、まず、労働のあり方における非効率の制度要因を除去すること、ソレにはクラフトヨニオンによる職種毎の縛張りを緩和すること、が最大の課題となる。「作業慣行の改革」の主要な内容である。次に、それを前提にして個々の保全作業集団の労働能率を管理し、それに見合つた賃金体系を設けることにより能率向上意欲を日常的にビルトインすることである。

ソレの前段の課題に対しても協約が対応する。ソレでは、第一に保全労働力のグレードの整理をし、クラフトマンの上位に生産技術の高度化に対応するためにテクニシヤンを置き、また従来種々の名称で呼ばれていた半熟練職種(Handyman, Craft labourer, Riggers, Burners)は一定の訓練を施して semi-skilled Maintenance Hands として整

理した。この者たちは、従来クラフトマンの仕事領域に属していた作業で比較的熟練度の低い作業をも行なうことになり、更に協約の文言上では、この者たちを事業所でブール化しかなる時でも保全領域内を配転しうるグレードとして位置付けている。⁽²⁾ 第二に、クラフトマン相互の仕事領域の縛張りの緩和が詳細に規定されている。

先の後段の課題に対しても七三年協約が対応する。この協約の内容は以下、やや立入って考察するが、ここでは次に注意を促しておきたい。第一に、この協約が保全部門の効率化の仕上げに位置付けられる性格のものであることである。この協約の実施過程で浮び上るであろう新たな問題は労使関係の今日的課題に他ならないであろう。しかし、第二に、そのような性格にもかかわらず、七〇年代の前半に成立したという時期的な制約をも負っている。⁽³⁾ つまり、先に整理した保全部門効率化の方策は、最終的課題である要員削減問題を明確に押し出していてはならない。恐らくは、経済の拡張期であったために、既存の現有労働力の有効活用が直ちに生産物単位当たりの労務費を削減することに期待がかけられていたであろう。だが、七五年以降の鉄鋼産業の長期構造的不況の時期に入ると要員量それ自体の調整なしには効率化がはかれない局面に入る。我々の調査時点では、この問題がかなり明確化していたが、結局、この問題に抜本的な手が加えられるのはサッチャー政権下の合理化によってである。このように七三年協約はその時期的制約をまねがれていない。しかしそれにもかかわらず、その実施過程で自覚される新しい問題は今日なお解かれなくてはならない難問として存在している。

(1) WMIS協約

七三年十一月七日にスカンソープ製鉄所と関連保全工組合との間で締結されたWMIS協約は、すでに前節でみたように、賃金制度の改革を主軸に保全作業の効率化を企図するものであった。ここでは、協約の中心的課題である賃金制度の改革に沿って、その内容の要点を整理しておく。この場合以下の三項目に分けて説明するのが適切であろう。⁽¹⁾ 新

イギリス鉄鋼業保金部門の労使関係

賃金体系の性格、(ii) WMボーナスの内容と機構、(iii)調整及び紛争処理機構がそれである。

(i) 新賃金体系の性格。

合意された新しい賃金体系は次の三項目に整理された。(a)時間賃率部分 (time rate or hourly rate)、(b)課別作業手当部分 (departmental payment 以下「ペームタル・ペイメンタル・ペイメント」と記す。)、(c)計測刺激賃金部分 (work measured incentive payment 以下「WMボーナス」と記す。) の三項目である。理解を容易にするために調査時点(一九七九年)での賃金計算の概要を最も簡単な部屋勤務の熟練工を例にして説明しておくる。

(a)時間賃率部分。これは中央でのBSCとNCCCとの賃上交渉によって時間賃率が決定される。従ってBSCに雇用されている熟練工であれば、その職種従事または所属組合の立かんを問わず同一の時間賃率が適用される。七九年交渉は八%賃上で妥結したので、前年度の時間賃率に八%を乗じて、この年の時間賃率は一六〇・三八ペソとなる。従って、時間賃率部分の週給は四・一四四ペソとなる。(160.38×40=6412p)

(b)ペームタル・ペイメント。七九年WMIS協約によて導入されたものである。当初、作業環境、技術の程度、作業範囲の広さ、操業速度を総合的に勘案して、作業部署を(主として譲)三段階の支払ひグレードに分類した。支払ひ0、11ボンド、11ボンドの三段階である。以降、一つには全国交渉での賃上率に応じて実額が上昇したといふ。110には、地方交渉でグレードを四段階にしたといふ。七九年時点では、次のようになっていた。A領域(中央工作場、研究部門など) -0、B領域(鉄道、輸送機修理工場など) -1・11ボンド、C領域(高炉工場・圧延諸工場など) -1・11ボンド、D領域(製鋼工場・連铸工場など) -1・11・八二ボンド。(以上いずれも四〇時間労働に対して)従って、例示されている熟練工が製鋼工場に働く者であれば、ペームタル・ペイメントは週11・八二ボンドとなる。

(c)WMボーナス。労働生産性に応じた賃金支払い部分として七九年WMIS協約により導入された。生産性は次の算式により指数化される。

$$\text{実効達成率 (Effective Performance)} = \frac{\text{計測基準時間 (standard hours of measured work)}}{\text{実際時間 (attendance hours)}} \times 100$$

表3 保全労働者の週給構成(例示)

Occupation	トマ勤のン務みを形を除態示き(クシターラシフツ)	時間賃率部分				WMボーナス			デパートメントメンタルペイメントの時間場合労域勤40の時c	週給総額	
		時間賃率(Hourly Rate)	給交替(Shift Working Extra)	支払労働時間(Gross Total Rate) (1)+(2)	分当り時間賃率(Gross Earnings) (3)×(4)	Wに90Mお%ボケるperformance	労働時間1ナ時間間隔(1)支払	ナ週当たりW M (6)×(7)			
Instrumental & Electrical Technician (実作業)	21 shift	169.21p	5.94p	175.15p	52.143	91.33	35.48p	40	14.19	2.54	108.06
同上(実作業をしない場合)	21 shift	164.46	5.94	170.40	52.143	88.85	35.48	40	14.19	2.54	105.58
Craftsman	40 hrs	160.30	—	160.30	40	64.12	35.48	40	14.19	2.54	80.85
同 上	Day Rota 45hrs	160.30	—	160.30	45	72.14	35.48	40	14.19	2.54	88.87
同 上	Day Rota 46hrs	160.30	—	160.30	46	73.74	35.48	40	14.19	2.54	90.47
同 上	2 shift	160.30	3.57	163.87	42.50	69.64	35.48	40	14.19	2.54	86.37
同 上	2 shift Rota	160.30	3.57	163.87	49.25	80.71	35.48	40	14.19	2.54	97.44
同 上	21 shift	160.30	5.94	166.24	52.143	86.68	35.48	40	14.19	2.54	103.41
Semi-skilled Maintenance Hand	21 shift	138.86	4.16	143.02	52.143	74.57	26.60	40	10.64	1.90	87.11
Average of other Semi-skilled	21 shift	131.75	4.16	135.91	52.143	70.87	22.18	40	8.87	1.58	81.32
Utility Hands	21 shift	123.45	4.16	127.61	52.143	66.54	17.75	40	7.10	1.28	74.92
Handymen	21 shift	119.13	4.16	123.29	52.143	64.29	14.20	40	5.68	1.03	71.00
Craftsmen Labouring	21 shift	118.11	4.16	122.27	52.143	63.76	14.20	40	5.68	1.03	70.47
4th Year Apprentices	21 shift	120.25	4.16	124.41	52.143	64.87	19.95	40	7.98	1.44	74.29
3rd Year Apprentices	21 shift	104.18	2.97	107.15	52.143	55.87	13.30	40	5.32	0.95	62.14

註) 聽取(1979. 6. 15)参考説明資料より作成。支払労働時間は時間賃率に関しては土日勤務、深夜勤務を勘案した形になって実働時間より通常多くなるが、WMボーナスとデパートメントメンタル・ペイメントは全て実働時間をもって支払労働時間とされる。

熟練工の場合、当初、達成率九〇%を基準とし、この場合に四〇時間労働に対し八ポンドをWMボーナスとして支払うような、達成率別、熟練度別WMボーナス表が作成された。以降、これまた、年々の全国交渉により賃上が妥結すると、それに比例して自動的に表が書き換えられる。七九年時点で、達成率九〇%でWMボーナスは一四・一九ポンドとなっている。従つて例示されるいる熟練工の達成率が九〇%であれば、彼のWMボーナスは週一四・一九ポンドとなる。

以上で、彼の週給は、(a)+(b)+(c)リハ二・一三ポンドとなる。

これが、新しい賃金体系の骨格である。が、保全労働者全体の賃金をより正確に理解するためには、次の諸点を補足しておく必要がある。すでに述べたように、保全労働者の中には、①テクニシャン、クラフツマン、セミ・スキルド・メインテナンス・エンジニア、その他のセミ・スキルド、ヨーティリティ・エンジニア、ハンディマン、クラフツマン・レバーリング、徒弟（四年目）、徒弟（三年目）等の区別が存在する。これらの階層（現場ではJ）の区別をoccupationと称している。毎に、先の時間賃率が相違するのは勿論のこと、デパートメンタル・ペイメントも異なり、また、WMボーナスも同じ達成率でも実額に差があつてゐる。

②他方、同じ階層であつても、その者のおかれている勤務形態により、一つは、時間賃率それ自体も、常雇勤務者と交替制勤務者とでは、後者に交替制勤務特別加給（Shift Working Extra）が付加されるので異なり、一つには、時間賃率から週給を算出する際の支払労働時間（Hours Paid）が異なるために時間賃率部分は異なつてくる。こうした全体状況を俯瞰するために、表3に、全階層（occupation）について「一シフト勤務者の賃金構成、及び、クラフツマンについて全勤務形態の賃金構成を示しておいた。これにより全体状況がつかめるものと思われる。

- (a)、(b)、(c)三項目の交渉レベルについて、補足的に説明すると、(a)の基本賃率部分はまぎれもなく全国交渉の決定事項である。
- (b)のデパートメンタル・ペイメントはその導入時、仕組み自体の変更時（三領域を四領域にするなど）は地方交渉（＝事業所交渉）の事項であるが、それ以外の場合は、全国交渉における賃上率が自動的に適用されるから、全国交渉の決定事項とみることができる。(c)のWMボーナスも、導入時は地方交渉の事項であるが、（従つて、WMボーナスの仕組み、実額水準は事業所毎に異なつてゐると理解してよい）、その後は(b)と同じく、WMボーナス表を全国交渉における賃上率に応じて書きかえるわけであるから、その意味では全国交渉の決定事項と考えられる。しかし、後に具体的に分析するところであるが、WMボーナスの前提となる実効

達成率は職場交渉と言わないうがで、職場レベルの労使関係のありようによって、かなり動搖する性格のものであり、その意味では、職場レベルにまで決定レベルが降りていて、じつはもとに解釈する」とも充分可能である。七〇年以降の保全部門の労使関係がWMボーナスを手振りにして解明しうるに考えるのゆえの点にかかわってはいる。

新しい賃金体系は、それでは、旧体系との関係でどう変化したのか。この点を資料をもとに正確に理解しようとしたのであるが、担当者がそれをすぐ提出できる形で整理しておらず、結局入手きでないままになってしまった。従って、ルハドは止むをえず、聽取りや一般的説明文書から得られた、はなばだ断片的な情報をベースに一定のイメージを持つべく満足せざるをえない。

時間賃率部分は以前とおりだく同じである。次に、デパートメンタル・ペイメント⁽⁶⁾、それ以前無数にあったあらゆる種類の特別生業手当 (all sorts of abnormal conditions payments) を廃止して新たに全事業所各課をランク付けて設定されたものである。他方、WMボーナス⁽⁷⁾、協約⁽⁸⁾における各賃金項目を廃止して導入された。⁽¹⁾「第一段階の生産性協約 (≡ 1970 phase I Agreement)」によるボーナスの残余部分 (the residual bonus element)⁽⁹⁾、⁽¹⁰⁾「WMIS協約のリード・マン・ペイメント」。⁽¹¹⁾「正味からのレンゲン・ボーナス調整の残余的部⁽¹²⁾分 (the residual payment from the old tonnage bonus arrangement)」⁽¹³⁾、これらの旧賃金項目の実額はクラフトメンを例にとれば、それぞれ毎〇時間当たり、①1.8、②2.8、③0.75などであった。当時のクラフトメンの週給は三三一・一九九であったからこの部分が持っていた比重は小さくなるのがわかる。このうち①は一九七〇年協約の労働態様の機動化・柔軟化との見返りに支払われた賃金上のせ部分 (四〇時間当たり、クラフトメン4.4セツ・スキルド3.2等々) のうち、その時点での基本賃率部分その他の既存の賃金項目に吸収しえていない部分である。また②は、今問題にしているWMIS協約の一環として暫定的に支払われている賃金部分である。従って、性格的には、旧体系の上で重要な項目は③であることがわかる。これは実額こそ僅少ではあるが、先の Abnormal Conditions Payments において、相当混乱した形で存在していたか

らである。

「」の点を一人の職場委員長は次のように説明していた。「事業所全体に共通した出事高賃金制度はなかったので、それぞれの課が個々的に色々な種類のボーナス制度を行なっていた。圧延工場の人々は操業停止日ボーナス (mill down day bonus) とかロールとりかえボーナス (roll change bonus) を受け取っていたし、製鋼工場に働いていた人々はオーバー・シフト・クレーンに対するボーナスとかその他の諸々の機器に対するボーナスを受け取っていた。ノーマンビー・パーク製鉄所（の製鋼工場の人々は）L・D転炉とりかえボーナス (L. D. furnace changing bonus) を得ていた。ヨーク・オーブンの連中もそれに類するボーナスを得ていた。恐ろしく多くの小額の「」が付いたボーナスがあったのです。……」

以上をまとめると、（七〇年協約、七三年協約に関連した賃金項目を除外して考えれば）それまでの旧賃金体系は、(a)基本賃率部分+(b)各種 Abnormal Conditions Payments +(c)各種ボーナスという形をとつたと考えられる。「」のうち(b)と(c)が各課毎に事業所単位で整理されないままに慣行的に存在していた。

従つて、WMIS協約による賃金体系の整備は、そうしたバラバラに存在していた慣行的賃金項目を、とも角も、デパートメンタル・ペイメントとWMボーナスの二項目に整理し、かつ、その各々の賃金項目それ自体の慣行的性格を廢していくわば「客觀化」したことを第一の内容とするものであった。そしてその際、恐らくは労使関係上の配慮から、先の(b),(c)部分は週給全体の中で比重を重くしつづけられることも付け加えておくべきだろう。またこうした整備・客觀化は、恐らくそれ以前には存在したであろう職場レベルのバラバラの交渉を廃し、賃金交渉それ自体の整備・秩序化をも期待しうべきものとして構想されていたことは疑いを入れない。

しかし、新賃金体系の意義は、「」のような既存賃金項目の整備にのみあつたのではない。むしろ、それ以上に、協約の基本目的の「保全労働力から可能な最大の労働生産性をひき出すこと」を具体化するために導入されたWMボーナスに込められた意欲の方を重視すべきであらう。「」の場合、旧来の各種ボーナスというものの性格をどう把握するかがあ

表4 WORK MEASURED INCENTIVE PAYMENTS (PER 40 HOURS)

Effective Performance	Incentive Payment					
	Craftsmen	S. S. M. H.'s	Other Semi-Skilled	4th Year Apprentices	3rd Year Apprentices	Utility Hands
66	5.00£	3.75£	3.12£	2.80£	1.81£	2.50£
67	5.13	3.84	3.20	2.87	1.92	2.56
68	5.25	3.94	3.28	2.94	1.96	2.63
69	5.38	4.03	3.36	3.01	2.01	2.69
70	5.50	4.13	3.43	3.08	2.06	2.75
71	5.63	4.22	3.51	3.15	2.11	2.81
72	5.75	4.31	3.59	3.23	2.15	2.88
73	5.88	4.41	3.67	3.30	2.20	2.94
74	6.00	4.50	3.75	3.37	2.25	3.00
75	6.13	4.59	3.83	3.44	2.29	3.06
76	6.25	4.69	3.90	3.51	2.34	3.13
77	6.38	4.78	3.98	3.58	2.39	3.19
78	6.50	4.88	4.06	3.65	2.44	3.25
79	6.63	4.97	4.14	3.72	2.48	3.31
80	6.75	5.06	4.22	3.79	2.53	3.38
81	6.88	5.16	4.30	3.86	2.58	3.44
82	7.00	5.25	4.37	3.93	2.62	3.50
83	7.13	5.34	4.45	4.00	2.67	3.56
84	7.25	5.44	4.53	4.08	2.72	3.63
85	7.38	5.53	4.61	4.15	2.76	3.69
86	7.50	5.63	4.69	4.22	2.81	3.75
87	7.63	5.72	4.77	4.29	2.86	3.81
88	7.75	5.81	4.84	4.36	2.91	3.88
89	7.88	5.91	4.92	4.43	2.95	3.94
90	8.00	6.00	5.00	4.50	3.00	4.00

(注) 1973年協約 Appendix D より転載。なお実効達成率は当然90以上もあるが、省略。

の書式

(裏)

Brief Details of Work Other Than Planned		Major Spares, Materials Usage Difference	
Time Taken	Additional Time	Details of Waiting Time	
Work Completed (Signature)	Date (Week-Ending)	8736,E.P Beck	

ド、ユーティリティハンドの別。

Time/ (Rest 以外の allowance で、…石田推定) 異なった場所(zone) を移動する時間、安全衛生

追加的関連業務。職長の了解要。計画評定係員は、この場合、事後的に基準時間を評定する。(可能

の会議、訓練などによる)

図3 Job Card

(表)

Job Card Number		Cost Allocation		Outage Time		Start Date		8735.S.P																																																			
Unit		Location		Plant Available																																																							
Title and Description of Work																																																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>Grade</th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Slot Time</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>Travel</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>Safety Time</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>Standard Time</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>										Grade										Slot Time										Travel										Safety Time										Standard Time									
Grade																																																											
Slot Time																																																											
Travel																																																											
Safety Time																																																											
Standard Time																																																											
Drawing Numbers		Class and Bin No.		Spares, Materials, Tools		Location																																																					
Planning Completed By																																																											
Work Issued By																																																											

説明 Title and Description of Work / 作業内容。安全面の注意も含む。

Grade/職種、階層 (occupation)。例えば、Fitter, Pipefitter, Electrician の別。セミスキル Slot Time/ (一定の Rest Allowance を含んだ…石田推定) standard time Travel/Safety 面から必要とされる作業を中断する時間。

Standard Time/Slot Time+Travel/ Safety Time

Spare, Materials, Tools/作業に必要な材料、道具。

Location/上記の置場。

Planning Completed By/計画評定係員ないしは職長の署名。

Work Issued By/職長の署名。

Brief Details of Work Other Than Planned /労働者が作業必遂行の過程で新たに発見した場合は) 新たな作業カードを発行する。

Time Taken/作業者自ら実際に要した時間を記入。

Additional Time/追加的関連業務に要した時間記入。

Details of Waiting Time/待ち時間(材料、道具の不備などでの)及び Diverted Time(組合 Work Completed/職長の署名。

説明文書 (How a job card is raised) より作成。

イギリス鉄鋼業保全部門の労使関係

らかじめ明らかにされなくてはならない。すでに述べたように、全体に占める比重が極度に低い」とが第一点。他方それ自身の性格は、明確にはわからないが、推察するに、工程労働者のトンネジ・ボーナスとの均衡を保つために（実際に均衡するだけの額ではなかつたことは明らかであるが）おかれていしたもので、労働生産性の向上との関連を持つていないものであったと思われる。⁽¹²⁾従つて、保全労働は、恐らくこの産業で初めて、このWMボーナスによって生産性向上との直接的な内的関係を持つことになったと聞える。

では、このWMボーナスの内容はいかなるものであるのか。

(iii) WMボーナスの内容と運営

次に算式を再び示しておこう。

$$\text{実効達成率 (Effective Performance)} = \frac{\text{計測基準時間 (standard hours of measured work)}}{\text{実際時間 (attendance hours)}} \times 100$$

以上の達成率は表4のようにWMボーナスに展開される。⁽¹³⁾

次にこの算式の右辺を具体的にみてみる必要がある。

まず分子の実際時間は、理論的には一職務を遂行するのに要した実働時間に準備や休憩に費した時間の合計である。

しかしご金計算の実務では基本的には次のように処理される。⁽¹⁴⁾もともとWMボーナスは集団単位のボーナスとして設定されている。従つてWMボーナスの週給計算は、そのボーナスグループ全員の出社時と退社時に打刻されるタイム・カードを週毎に集計する」とにより実際時間は確定される。⁽¹⁵⁾これは所の賃金課 (Wages Dep) の職務である。

次に計測基準時間であるが、これは次にみるような作業カード (Job Card) に記載されている基準時間をもつてする。当然、問題はこの基準時間をどう設定するかにあるが、それが確定されていふとすれば、その際の計算実務は、それぞれのボーナスグループが当該週に遂行した作業カードの基準時間を集計する」とにより可能となる。

「」のように計算実務に限って言えば、特別に労使関係上の困難を呼ぶ性格を持っているわけではない。しかしながら想像がつくように、大きくなれば次の二つの事柄の設定があらかじめ処理されていなくてはならない。一つは各職務の基準時間をいかに設定するか、第二には、作業の遂行をWMボーナス支払とのかかわりにおいていかに日常的に管理するかである。「」の二つの事柄を協約ではどのように処理しているかをみておく。処理の実態については次章で改めて考察する。

(a) 基準時間の設定。まあ誰が設定するかであるが、事業所の作業研究課 Work Study Department の技術的指導援助の下に計画評定係員 planner estimators (= P.E.) が基準時間の設定を行なう。「」の計画評定係員（「」の経営組織内の地位が図1をみよ。）は既存の計画員 planner（「」の者たちの職務が何であったかは不詳）の再訓練によって補充するのみならず、主として保全労働者の中から公募し、工場技師 plant engineer の推薦・適性検査・面接試験を通して任命する。次にいかなる方法で設定するかであるが、「」の点は私自身十分に理解できていないが、概要以下の如し。まあ、いくつかの基準職務 benchmark jobs を選び、これらを作業研究技法を行使して時間評定を行ない、それぞれの基準職務を更に多くの小作業時間 slots に分解する。「」の小作業時間は基準職務以外の保全関係職務を構成するところの小作業に要する時間に近似的であると考えられるから、それを基準に全職務の基準時間を評定 estimate しうる。これを協約は比較評定法 comparative estimating system と呼んでいる。そして各職務に設定される計測基準時間は、上のようないくつかの手順で評定された基準時間に必要な許容時間 allowance を付加して設定され。

なお作業方法の変化があった場合の処理は、第一に、基準職務の小作業時間が改訂されるところと、次に他職務についての評定で考慮されるという形となる。「」の場合にみられるように、できるだけあいまいその残らないようにするためにには、できるだけ多くの基準職務の時間設定をしておくことが肝要であり、協約では基準職務を順次増加させていくことを強調している。また協約では、経営が新作業方法を導入しそうでの作業研究を率先して行ないうる権限を保有

している」と明記している。

われらはすべて先の P.E. が主体になって行なつ。」⁽¹⁴⁾ した協約での処理の様式で最も不明確な点は労働組合の関与のあり方である。協約はこの点を極めてあいまいな形で、「労働組合は独自の作業研究に関する力量を行使して（経営の提示する）データを承認するかもしくは独自の見解を提示する」という。⁽¹⁴⁾ 労使の見解が対立したむしろなるのか、これは次にみる紛争処理に直接かかわってくる事柄であるが、このでは次の点に留意を促しておきたい。対立した場合、その間は経営の提示した時間で作業を遂行するものとし、紛争それ自体は経営と職場委員 the shop steward との話し合いを第一段階とする紛争処理手続に委ねられる。しかし、これではほとんどあらゆる場合に紛争を惹起する可能性があり、事態をスムーズに運行させるためには、一般に個々の時間設定それ自体に組合がどう関与するかを明確にしておく必要がある。またそのことを基軸に、紛争事項に応じた一定の解決パターンを労使が設定しておくれ」とも必要になる。この点は実施過程の問題処理として次章で考察する。

(b) 作業カードによる管理。これまでのところから充分推察される」とあるが、このよる賃金支払方式を日常的具体的な職務遂行といいかに関連付けるかが重要なポイントとなる。

まず、協約に従って、作業カードによる管理の手順を確認しておこう。個々の保全労働者は始業時に職長 Craft foreman から作業カードを受取り、そこに記載されている職務記述 job description の手順に従って作業を遂行する。作業を終了したら作業カードに所要時間を記入し職長に返却する。この返却されたカードから上にみた WM ボーナスの算定がなされる。これが基本的な管理手順である。

協約はこれ以上多くを語っていない。そこで、いくつかより具体的に確認すべき事柄を、協約の実施過程でルール化されたりルーティンワーク化したものを中心紹介し、後の実態分析の理解の前提を提供しておきたい。

- ① 作業カード。図 3 に作業カードの書式を掲げたので多くを説明する必要はない。特に留意すべきは、第一に、達成

率の算式の分母の実際時間の管理についてである。先に労務課スタッフの聴取を根拠に通常の出社—退社の時間管理で把握しうると説明したが、それはあらゆる保全作業が全て作業カードでの作業によつてカバーされた場合にして、かつ組合活動や教育・訓練の時間（＝Diverted Time）が入つていない場合にのみ可能であつて、それ以外の場合には作業者自らが所要時間を記入し職長の確認を必要とする。従つて、これ自体煩雑さを免れない。⁽¹⁵⁾ また、Diverted Time（、これは実際時間から控除される唯一の時間であるが）をどこまで認めるかは重要な労使問題となる。第二に追加的関連業務についてである。後に実態の所でも出てくるが、作業者は WMボーナスを高めるために一定就業時間内に（場合によつては残業にも及んで）自ら仕事を「創作」することがありうる。職長は真に必要な業務のみこれを見定しうるか否か。この処理如何によつてばこの賃金制度は生産性向上の障害にすら転化する。第三に、表中にある Major Spares Materials Usage Difference のかゝる重要性である。この欄は、表側の Spares, Materials, Tools 欄とのくじ違ひを記入するものだ。追加的関連業務についても記入するといふことないところ。このいふが、何を意味するかと言えば、経営の作業・生産管理の不備を保全労働者自ら日々の仕事の過程で指摘し、それが作業・生産管理の改善に結合されていくといつりとある。この過程は、保全労働者の利害からしても促進されざるをえない。ところのは備品や材料の不備の故に作業が遅滞した時間は待ち時間（waiting-time）の一要素であり、この待ち時間は実際時間から控除されないので、待ち時間が多いと著しく達成率を悪化させ、WMボーナスを低減してしまつからである。⁽¹⁶⁾ した仕組みは、作業カード方式が、それのもつ多くの煩雑さにもかかわらず、単にボーナス支払を業務に結合させるシステムとというだけではなく、業務それ自体の改善システムを内包しているという積極面を持つものとしておしあたりは理解すべきである。

②生産（＝保全業務）計画。上にみた作業カードによる保全業務の遂行を順調かつ効率的に行なうためには生産計画が厳密に立てられなくてはならない。ところのも実際、作業カードは次のようにして作成されるからである。

「作業カードはどのように作成されるのですか。——計画評定係員といふグレードと計画担当技師 planning engineers がいま

イギリス鉄鋼業保全部門の労使関係

して、計画評定係員は計画担当技師の下で働いているのですが、この人たちが責任をもつて工場内の保全労働者の仕事を事前に計画しスケジュールをたてています。この計画は日々のものと週毎のものとあります。勿論、計画通りにいかなくて、日々かえるということはあるわけですが、そして基本的には、この週及び毎日の計画された仕事が作業カードに展開されるのです。⁽¹⁷⁾

先に待ち時間について触れたが、それは単に、作業カードの中で重視されている備品・材料の不備によって惹起されるのみならず、本体の生産工程（製鋼工場で言えば、鋼を生産する本来の工程）の業務計画との調整不足により生ずることもありうるし、運送関係との調整不足による」ともありえよう（注（14）参照）。先に述べたように保全労働者自身、こうした生産計画の不備に対し十分自覚的にならざるをえない事情があるために、仮に経営がこの点をおろそかにした場合、労働者の憤りをひきおこすことになりかねない。

ところが、協約はこの点の問題をほとんど自覚化していない。先に述べた備品・材料の不備の改善を作業カードのシステムに組み込んだことが、協約の精一杯の自覚であり、この自覚されざる領域がWMISにいかなる影をおとすかは後に触れる。

ともあれ、ここまで説明でWMISの内容、機構の骨格は大概確認できたと思われる。すでに行論の中に、WMISの円滑な実施にとって障害となりうる要因が潜伏していることに気付かれたと思う。そこで、私は次にありうるべき問題を円滑に処理するために協約は如何なる機構を用意していたかを簡潔に述べたいと思う。

〔iii〕調整及び紛争処理機構

協約は紛争を未然に防止するための手段と発生した紛争を処理する機構を謳っている。まず防止手段であるが、第一に、職場労働者の代表である職場委員に作業研究技法を中心とした作業測定に関する知識を修得してもらうために、PEの訓練コース（三週間）に参加させる。これはWMISの実施過程における協議 consultation の実をあげるためにある。第二に、労使は職場労働者一般に上記知識ができるだけ説明すると同時に、具体的な評定結果等のあらゆる情

表5 紛争処理機構 (73年協約)

Stage	名 称	構 成	備 考
4	Group Review Committee	議長…Labour Manager 労……Senior Shop Steward 2名 上記が任命した代表者(?)名 使……Works Engineer 2名 Work Study Managers(?)名	
3	Works Review Committee	議長…Works Engineer 労……各組合 1名 使……Engineering Management 3名 Labour Department 1名 Work Study Department 1名	2～4の各 Committee の運営方法は、労使それぞれが主張をし、必要に応じて証人を立て、証人退席後決定を下す。決定は妥結協定として書面にし、双方署名する。 4において妥結に到らない場合は、1967. 8. 8 協定(BSCとSATC)の紛争処理手続に移行。
2	Departmental Committee	議長…Area Engineer 労……課内各組合 1名 使……Engineer Management 2名 Work Study Department 1名	
1		(i) Area Engineer と当事者〔必ず Shop Steward もしくは Senior Shop Steward 同行〕 (ii) Plant Engineer と当事者〔必ず Steward もしくは Senior Shop Steward 同行〕 (iii) foreman と当事者 (man or men concerned) [shop steward 同行してもよい]	(i), (ii), (iii)は Stage を意味しない。(i)→Stage 2へ移行することもありうるし、(i)→(ii)→(iii)→Stage 2 ということもあります。 労使双方が直接話し合い(direct discussions),上の Committee に移行する前に紛争を処理することが期待される。 基準職務以外の職務 (non-bench mark job) の基準時間に関する紛争はこの(i)～(iii)で解決しない場合、書面にて Work Study department に付託し、そこでの決定による。

(注) 73年協約 Appendix 'E' より作成。

報を知らせる。この中には毎週のWMボーナス計算の詳細も含む。

次に紛争処理機構は表5のように構想されていた。この機構は七〇年協約で設けられたものと基本的に同様のものであり、課別委員会（ステージ②）が新しく設けられている点が異なるだけである。この機構はしかし、次章でみるようにはほとんど作動しなかった。それはWMISの実施に即してより効率的な機構が発生したからである。とはいっても、この七年協約の構想にしても、その後の実態的機構にしても、共通している事は、表のステージ①の圧倒的重要性である。現場当事者及び職場委員と職制及び工場技師との話し合い（＝直接交渉）によってWMISは具体的に動き出す以外になく、これを示している。職場レベルの労使関係の優位がここに端的に示されている。しかも、この場合、最も紛争を惹起しやすいと想定される職務の基準時間の設定に関する協約のあいまいな規定のために、これらがすべて職場レベルの交渉に委ねられる可能性を含んでいる。基準職務の基準時間は、すでに触れたように、その設定自体への組合の関与のあり方が何ら規定されておらず、従って、必ず紛争を呼び、従って、まずは職場レベル交渉に委ねられる」とを協約自体が許容しているかの如くである。基準職務以外の職務の基準時間設定についても、表5の備考欄にあるように、協約の精神は職場交渉に委ねると決りである。

- (1) Memorandum of Agreement made on, 1970, 5, 6 between BSC, Scunthorpe Works and SATC, p. 1
- (2) Ibid. p 14
- (3) 七年協約では、第1〇条のその他一般の項目で、強制解雇はしないこと、自然減で対応するが、それでも余剰がでた場合は保全部門外への一定の配転を行なうとし、この場合には組合と十分な協議を行なうとしている。
- (4) 七八年のBSCとNZCCCとの年次賃金改訂協約で、効率化がうたわれ、事業所レベルでは七〇年協約、七年協約につぐPhase 3 の協約交渉が話題にのぼっていた。これは七〇年協約でなお不徹底であった労働慣行の柔軟化を一層進めることが課題となっていた。（人事労務課保全部門担当職員D・M・K氏面接調査（七九年六月一五日）記録）
- (5) 人事労務課保全部門担当職員D・M・K氏面接調査記録（七九年六月一五日）

(15) Memorandum of Agreement made this Seventh Day of November, Nineteen Hundred and Seventy three between

the BSC, Scunthorpe and Lancashire Group, Scunthorpe Works and the craft unions in membership of the Scunthorpe

Allied Trades Committee in respect of Engineering Maintenance Workers. (=WMIS 機関) p 2, Ap. 'D'

(7) A-F Works, Maintenance Grades Earnings Growth, June 1972-July 1974.

(8) ADEWのマークベ・ヒューネーB・E比面接調査記録(一九七一年七月五日)

(9) 例へば、一九七〇年協約の付録Dに記載 balance of tonnage bonus payments は「表現が古め」がた同じ製鉄所の調査を一九六八～六九年に行なった間宏氏は、賃金項目の中には能率刺激手当 (efficiency incentive payments) があるが、これは、「週当り10シニングと固定しており、その実際の役割は、その名のように能率を刺激するためであつて、生産労働者との実収入上のひら合わせをとるためのものである」ふと記してある。(現代産業労働研究会『調査研究報告第四集——イギリスにおける工場内労使関係・製鉄所の事例研究』101頁) しかし、これらは固定払いであるかどうかは疑問である。BSCの本社労働部発行の『労使関係訓練手引』(Industrial Relations Training Manual) では「保全労働者は一般に工場の生産量に基づいて比較的小額のボーナスを受け取っておる、これがは國有化後より(根本賃金に) 吸收され、更にWMISが大抵の事業所に導入されたが、まだはされつてゐる」と記されてゐる。(P.15)

(10) 前の注の『労使関係訓練手引』にみられるように、工場の生産量に正比例した形でのボーナスがあつたらしい。それは保全労働の能率を直接に刺激するものではないことは明白である。

(11) このWMボーナス表は、実効達成率九〇%で週四〇時間当たり八��になることを基本にしていい。そして、すでに述べたように、それまでの「第一段階の生産性協約によるボーナスの残余部分」「WM協約のリード・イン・ペイメント」「旧来からのトネジ・ボーナス調整の残余的部分」の計三・七五%を廃止してクラフトマンの場合、最低五%を保障するという観点から、効達成率六六%で五%としている。従つて、達成率六六%未満の場合、すべて五%となる。

なれば、すでに述べたように、このWMボーナス表は全国交渉の賃上率を適用して、そのつど書き換えられる。

(12) 本章注(13)に同じ。

(13) 集団毎の達成率が計算されたら、表4のような表により個人の時間当たりWMボーナスが確定され、それに出勤状況を反映した労働時間が乗せられる。従つて、個人の作業能率の格差はボーナスに反映しないが、出勤状況は反映される。

(14) 七三年協約本文七条の意。

イギリス鉄鋼業保全部門の労使関係

(15) 昼食時間は三〇分であるが（注⁽¹⁵⁾）の聽取、仮に昼食時間に作業をした場合には、職長がそれを確認し了解を与える。この条件に、extra paymentがなされる。この点も煩雑さを増すものと思われる。説明文書 Phase II Job Cards Routines, Guide Notes for Craftsmen, Semi skilled and other Grades.

(16) 待ち時間の欄⁽¹⁶⁾、待った時間（三〇分単位で）～その理由を書き込むことになります。理由は、次のコード・ナンバーで表記される。0…生産工場用クレーン及び生産工場内への入り許可なしによる遅れ。1…備品・材料のための遅れ。2…道具の遅れ。3…輸送のクレーンや運輸面での遅れ。4…作業指示の遅れ。5…他職務の労働者による遅れ。6…職長からのカード発行の遅れ。

(17) 本章注⁽¹⁵⁾と同じ。

三 WMISと労使関係

WMISの仕組みを明らかにしたが、それが円滑に日常的に機能するためには、なお多くの事柄が処理されなくてはならなかった。この処理の態様は、ほとんどそのまま保全労働をめぐる労使関係のありようを正確に反映せざるをえない。従って、いりやは可能な限り処理の実態を職場レベルにまで分け入って確認する必要がある。しかし、そのことは、全てが職場⁽¹⁷⁾とに無秩序に処理されたわけではなく、事業所レベルでの一定の枠組み的整理の下でなされたのであって、さしあたり、この面から明らかにしなくてはならない。

〔 労使作業部会 (Joint Working Party 以下 JWP と略記) 〕

七年協約には、すでにみたように表⁽¹⁸⁾に示されるような紛争処理機構が謳われていた。しかし、実際には、ステージ3・4は設けられず、ステージ2の課別委員会の上にJWPが設けられた。JWP設置は次のような事情によつていた。

七年協約を交渉して成立をみたものの、これは始めての試みであり、これを実施するにあたつては、かなり時間がかかるだけ

でなく、様々な特殊事情や解釈上の問題が発生することが予測された。そこで、そうした問題処理を全課＝工場に公平に適用するためにJWPを設け、毎月定期の会議を持ち、各課から提起される問題に統一的な判断を下していく」とした。この判断は、ケース・ローとして労使がファイルして持ち合うことになる。

JWP設置は、実際のところ、SATCとの協約交渉の過程で、通常の經營とSATCの交渉会議では、七三年協約実施に向けての業務的な事務量が多くて処理しきれないと判断し、交渉会議を分けて、別個に会議室を設けることになり、これがJWPの発生となつた。

JWPの構成は、経営側からは、労務課スタッフ⁽¹⁾、作業研究課スタッフ⁽¹⁾、エンジニアリング・サービス・マネジャー⁽¹⁾（JWPの議長）の三名、（また臨時ニアリア・エンジニアを加える）、組合側からは各組合の職場委員長（Senior Shop Steward）からなつていた。各組合は、通常A—E Works とZ—A Works にそれぞれ職場委員長を置いていたので、9つの組合から18名が参加する。⁽¹⁾

JWPは協約上の紛争処理機構との関係はどうなつていたのか。

協約上の紛争処理機構で使われたのは課レベルのものだけである。それより上の機関は紙の上のものにすぎない。（そこで課別委員会とJWPとの関係であるが）、協約発効後、当分の間は課別委員会が月例に開催されていた。この会議の議長はニアリア・エンジニアで、課別委員会で独自に解決しにくい問題があると、彼がJWPに連絡して、次回のJWPの案件を入れるというやり方をとつていた。また、経営独自の会議体としても、JWPの議長であるエンジニアリング・サービス・マネジャーは毎週月曜日全ニアリア・エンジニアを集めた会合を定期的に開催しており、この場で各課の事情を知り、またJWPの議論を伝えるを行なつてている。同様に組合側も、JWPにコンビーナークラスの者が出席するが、同時に各課の職場委員から課レベルの状況を把握する。⁽²⁾

従つて、WMS実施に向けての具体的な係争事項の処理は表5のステージ1及び2と事業所全体の統一的処理のためのJWPの各レベルにおいてなされたといふことができる。そこで、職場レベルないし課レベルでの処理様式を探る

表6 JWP の設定した主なルール

事 項	要 点	設定時点
I ボーナスグループ (1)グループ構成のガイドライン	(a)経営組織との対応があること。(b)グループ間の境界侵犯のトラブルを防ぐため、複数職種であること。(c)業務のひきわたしを円滑にするため複数シフト(multi-shift)で構成すること。(d)デパートメンタル・ペイメントの額が異なる者同志をグループ化しないこと。(e)補助労働者等の indirect workers の数を明確にしておくこと。(f)病弱者等の restricted workers の数を明確にしておくこと。(g)グループ間の侵犯の問題や業務の引きわたしの問題が生じない程のグループの大きさが必要であり、またグループとしての一体性が確保されなくなる程に大きすぎない必要がある。一般工場(plant)では12-100人、中央工作場(work shop)では10-30人位が適当である。 (省略) これは認めない。	74. 6. 4 75. 4. 8~ 76. 5. 25 75. 10. 10 75. 11. 25
(2)グループの具体的合意 (3)1人だけのグループ (4)JWP の権限	一度 Departmental Committee で合意された グループ分けを JWP は破棄しうる。	—
II 休憩時間(Rest Allowances) (1)BSC 共通の Rest Allowances Tables (2)allowance clearance procedure	(内容不明)	74. 11. 29 75. 4. 8
III デパートメンタル・ペイメント (1)工場調査の人員構成 (2)地下作業 (3)採石場(Quarries)	作業研究の後、Departmental Committee, エリア・エンジニア、エンジニアリング・サービス・マネジャーの承認必要。	—
IV WM ボーナス (1)インセンティヴのかいば (2)達成率計算	JWP の労使 5 人ずつ10名。 Joint Negotiating Committee Meeting(事業所交渉)で 40 時間労働に対し £ 2.5 とすることに決定。 再調査の結果、変更の必要なし。 達成率 66% で当初 £ 4.28 を £ 5.43 に、達成率 90% で当初 £ 8.56 を £ 11.95 に。 最低保障(fall back)の支払いは 74.8.18 日から。 達成率の少数点以下は四捨五入。(JNC で合意)	74. 11. 7 75. 11. 4 76. 4. 27 74. 7. 22 74. 12. 19

(3)二年目の徒弟の支払い	二年目の徒弟の WM ボーナスはクラフトマンの12.5%とする。但し達成率計算にあたっては当該徒弟の労働時間は算入しない。	75. 4. 25
(4)高炉 Queen Bess のまき直し	当該作業の達成率は82に設定する (JNC で合意)。	75. 7 .1
(5)移動の処理	WM ボーナスが達成率に従って支払われているグループ(live bonus group)から未だ達成率に従って支払われていないグループ (non-live group) に移動する場合は従前のボーナスの補償はしない。〔76年8月の全国レベルの決定で補償することになる。〕	76. 5. 25
(6)Live に移行する際の処置 (全国レベルでの決定)	phase 2 協約に関して労使の完全な協力が確保された場合、4週間の試行、8週間の live を経た段階で、8週間の live 期間の平均達成率に応じた WM ボーナスを協力が確保された時点にさかのぼって支給する。	76. 8. 24
(7)大グループ内の小集団について	76. 9. 22	
V 补助労働者、病弱労働者 (Indirect/Restricted Workers)	74. 12. 19 75. 5. 6	153
(1)病弱者の確定		
(2)病弱者の処置	仮病の者と本当に病弱の者とを区別する。 経営は業務の全領域を遂行できない個々人を確定し、この者たちにもできる職務を割り振り、ボーナスグループの一員として処理する。このように restricted workers の数を抑制した上で、なおかつ、先のように処遇しえない個々人については、Departmental Committee がそれを確定した後、restricted workers として処遇する。restricted workers の WM ボーナスは常に最低保障額 (fall back pay) にとどめる。	
(3)補助労働者	各課の経営は補助労働者を確定する。この者たちの WM ボーナスはグループの WM ボーナスの算術平均額とする。達成率計算にあたっては、この者たちの実際時間は計算に入れない。	75. 5. 6
VI 基準職務の時間設定 (Benchmarks clearance procedure)		
(1)手 続	本文参照。	74. 11. 7
(2)基準職務の計測基準時間の写し	二通の写しのうち、一通は作業研究課の集中ファイルに保管し、他の一通は計画評定係員 (P. E.) が保管。	75. 7. 28
(3)元職場委員の手続への参加	基準職務の時間設定手続に、3週間の P. E. コースを修了した元職場委員も、参加できる。(JNC で合意)	75. 8. 27

マサニベセラルス・リミテドの実施要領

	(4)安全衛生法規との関係	安全衛生法規が改訂されるのに応じて、経営は基準職務の基準時間を見直す。	76. 9. 22
VII 計画評定係員、現場監督者 (P. E/Charge hands)	(1)PE 応募者 (2)臨時の PE (3)現場監督者	PE 応募者で長期勤続のクラフトマンでない者については組合が適格性を判断する。 PE の欠員補充に臨時 PE を任命する。その者の週給はスタッフグレードの PE の年収の 1/52 とし、スタッフの有給休暇適用。 現場監督者の監督的業務の時間を試行期間中 (dummy run) に確定し、実施後 (live) しばらくしてこの見直しをする。見直しは JWP での承認を必要とする。	74. 10. 3 76. 1. 15 76. 5. 10
VII 運営について	(1)作業カードの記入 (2)カード記入の指針 (3)非協力者の扱い (4)作業カードの発行	保全労働者は自ら実際時間をカードに記入し、また待ち時間も理由をつけて記入する。 指針書を配布する。 作業カードへの非協力者の問題は JWP の事項ではなく、経営の懲戒権の事項として扱う。 協約に従い、労働者は PE から作業カードを受けとらなくてはならない。	74. 12. 19 75. 5. 6 75. 11. 25 76. 5. 25
IX 訓練	(1)職場委員の訓練 (2)実際作業をする訓練生の扱い	職場委員を基準職務の基準時間設定の訓練コースに参加させる。3週間の PE コースに出席した者も重ねて参加できる。 訓練生の遂行した実作業はボーナスグループの作業として扱うが、訓練生の実際時間は達成率計算に算入しない。	75. 10. 10 76. 3. 10
X 待ち時間、未完了業務、移動時間、追加的関連業務	(1)未完了業務 (2)移動時間 (3)追加的関連業務	WM ボーナス算定週に完了しない業務は、実際時間を基準時間と同一にして計算しておき、次週新たな作業カードを発行して調整する。 各 departmental committee で合意すること。 作業カードに記入された追加的関連業務を、職長が元々の仕事以外のものかどうかを判定し、以外のものであれば、別の作業カードに追加的関連業務を記入し直し、適切な基準時間を設定する。但し、整理業務が過大にならないよう PE が元々の作業カードに関連業務をおり込んでもよい。	75. 4. 8 74. 4. 8 75. 4. 8

(4)点検業務
(5)待ち時間
X1 要員
XII Departmental Committee 等へ
の参画のための便宜供与

30分を超える点検業務は実際時間の90%を基準時間として、はじめの30分を含めて計算する。
待ち時間は基準時間に含めないことの再確認。

76. 11. 2
74. 11. 29

(省略)

前記、JWPによるものと取扱われたか否か必要がある。表6よりJWPでルール化された事項の判断などを掲げた。極く大まかに論理化され、JWPは協約を実施するための論理的枠組にかかる事項と内実そのほかかかる事項とに大別している。記載はリーナス・クルーパの編成方法、WMボーナス表の作成・ライダへの移行方策、補助・保全労働者の取扱い、P.E・職業教育の教育訓練、労使の各種委員会への参加のための便宜供与などが該当する。後者は休憩時間の設定、基準時間設定などの標準時間設定による問題と、作業カードの取扱い、追加的関連業務の取扱い等の日常的な業務計画の遂行にかかる問題が該当する。この後者こそは保全作業の効率化の成否を左右する事柄であり、また保全労働者にとってみれば、自らの稼得賃金額を左右する事柄であるので、労使関係上の最重要問題を構成する。
(3)

やりど、七三年協約の内実に直接かかわっている基準職務の基準時間設定の手続がJWPによるものとルール化されたかが注目されなくてはならない。全職務の基準時間なりのあり方によって左右されるからである。

〔基準職務の時間設定手続〕 —— [一九七四年十一月七日]

- (a)アシスタンント・マンジニアは基準職務の時間設定に先立つて作業方法と要員数が適正かどうかを検討する。これは作業方法と要員数の誤ちのために時間設定をやり直すところのないようにするためであり、作業方法と要員数が七〇年協約(Phase 1)の作業態様を反映したもののがどうかを確認するのである。
(b)その検討が完了して後、アシスタンント・マンジニアは時間設定作業を始めたことを証明する。

イギリス鉄鋼業保全部門の労使関係

(c) エアリア・ワーク・スタディマンなどがローカルの職場委員とともに正式に基準職務の基準時間の設定をする。この設定にあたっては、作業方法と要員数の問題を処理するためにプラント・エンジニアもしくはアンスターント・エンジニアが出席するところである。

(d) 基準時間設定に際しては、三週間のP.E訓練コースを修了した職場委員が、または同コースを修了した職場委員長といふこと、当該基準職務に関連した労働組合を代表するものとする。当該職務が複数の組合の関連した職務の場合には、各組合の職場委員が共同で参加する。

(e) 経営と職場委員どもが各基準職務について次のものに合意する。

(i) 職務記述書 Work Specification Sheet

(ii) 職務統括書 Work Summary Sheet

(iii) 非常時の休憩時間計算書 Contingency R. A. Calculation Sheet

(iv) 休憩時間計算書 R.A. Computation Sheet (強調、引用者)

かたに(1)でみたように、協約では基準職務の時間設定への組合の関与の仕方は具体的に何ら規定されていなかつたのだが、これは明確に労使が合同で設定にあたる」とがルール化されている。

このようにW.M.I.Sの実施にあたる諸問題は、基準職務の基準時間設定から、その他表6に示される諸問題に到るまですべてを労使の合意を前提に処理されている。従つて、(1)には、イギリス労使関係の通説が説くように、クラフトユニオンの場合、賃金が簡単な時間賃金から各種の出来高賃金形態への移行にともなつて職場委員が関与する領域が拡大深化するという関係がみてとれる。⁽⁴⁾このことから工場・職場レベルにおいて効率化という所期の協約の目的がいかにくじかれているかといった、やや一般的に言えば、経営の行なおうとする合理化施策が現場でいかに挫折していくかふうことが話の主題になることが通例であった。我々のこの事例においてもそうした事実は数多く存在する。しかし、現場での問題の渦中にいる人々が、問題の根源をどのように認識しているのか、この点で、従来のイギリス労使関係像⁽⁵⁾、⁽⁶⁾

とは異なった像が存在する」とを我々は学んだ。以下の点を、専ら聽取の中からではあるが、整理して示しておきたい。

〔〕W M I S の職場での問題⁽⁷⁾

まず通説的理解の筋で浮び上る問題に触れておこう。出来高賃金形態の下では職場レベルにおいて種々の交渉圧力が加わると言わってきた。⁽⁸⁾ また作業研究をベースにした計測出来高制の下でも交渉圧力により各種の慣行が職場・工場レベルに蓄積していく事が報告されてもきた。⁽⁹⁾ こうした交渉圧力は結局のところ、労働者の稼得額を高めるためにあらゆる事項について発言し規制することに向かっている。我々の事例でも——この点は詳細に聞いていないが——以下のように基準時間設定（基準職務とその他の職務の両方で）をめぐって職場交渉が展開されていることがわかる。

(i) 基準職務の基準時間設定について。基準職務の時間設定の手続はすでに紹介したが、労使が合意で設定する事がルール化されているためかこの設定に四年間も費した。なぜそんなに時間がかかるのかと言えば、休憩時間(Rest Allowance)をどう定めようかで経営に認めさせるのが手間となる。「私の仕事でめんどうだつたのはソーキングピットやコータクオーブンなどの高熱修繕作業の計測でした。(ここでは) 作業研究課が示してきた休憩時間設定の基準の二倍の設定をする事を正当化する事ができましたが、(全体としては) 高熱作業の労働者に各種の Allowance を設定してやるのに二年間も論議しなくてはならなかつたのです。」(M・T 5/25) こうした交渉は課別委員会で行なわれたものである。

(ii) 基準職務以外の基準時間設定について。すでにみたように、これらの職務の時間設定は、基準職務の基準時間が確定された際に、各作業要素毎の slot time を基準にして、その類似性をもつて評定していくことにより設定されるが、これまた不斷の職場交渉事項となる。これは表5のステージ1の(i)と同において行なわれる。これは正に日常不断に行なわれている。「作業カードに書かれる基準時間について、作業者と職長との間で争いがおこることはありますか。———よつちゅうです。……W M I S はよく自然に紛争を生むのです。……(結局それは) 科学的なものではなくて進科学的なものにすぎず、多くの主観的要素を持つて居るか

いぢや。」(N7\9) どのような論議が職場交渉で行なわれるのか。「(それは slot time を適用する際に、基準になら slot time は)二人のクラフツマンと二人のメイツで作業をすることを前提にしていたのに、職長が一人のクラフツマンと一人のメイツと、風に要員削減をした場合議論になります。……また(基準の slot time が)地上作業として測定されたものを、クレーン上での作業に適用しようとした場合やはり議論になります。また時には、測定してなかつた作業がある職務について発生することもあり、この部分の内容を論議しげれにいくら支払うか(時間をつけるか)が議論されます。」(M・T7\25) した職場交渉は、通説どおり、労働者の要求が満たされる形で処理されやすい。「個人が作業カードに書かれた時間に不満を持つ場合、実際のところ、彼は職長かP.M.の所に行って時間について議論しあす。彼がそこで言われたことに満足すれば、つまり、時間がゆるめられれば、それで満足して仕事に戻るわけだ。」「……P.E.は時々基準時間を変更すると云ふことがあります。——そうです。それはしません。」(R7\25) 労務課はそんなことはないと懇ろくなはうでしょうが、それは彼らが知らないだけです。職場では常にそういう変更があらまわ。」(N7\9) 更に slot time の不備で時間設定がすぐにつかない場合、協約上は未測定職務 unmeasured work として、必ず作業をして、それにはボーナスをつけやうにやつて後に測定した段階で支払うという形になるが、すぐに支給されないことを嫌い、その仕事を労働者はやりたがらない。そこで「実際にやめる」とは、未測定職務といふものは存在しなくなるのです。つまり職場委員と職長やアンダースタント・エンジニアの間で処理されてしまつのです。」(N7\9) これは事実上、作業測定を全く媒介せずに、職場交渉で時間設定がなさることを意味している。

「」のように時間設定についてトラブルが発生することは経営側も認めていた。「P.E.が Allowance を設定する」とは簡単ですか——簡単ではありません。卒直に言って、簡単ではないです。簡単だったとは一度もあらまません。……いつも一定のフリクションがありました。……」(R7\25)

W M I S の最も基本となる各職務の基準時間設定をめぐつて、従来から指摘されているように、紛争と非効率がいつもとく、この問題の持つ意味は依然として大きいと思われる。しかし、限られた聴取りからではあるが、当事者たちの問題意識のありようは、それとはやや異なつてゐるふうに思われる。それは作業カード発行にともなつ一連の問題である。ここにそれらを列挙してみよう。

(1) 職長が労働者に不必要な仕事をやらせている。労務課職員は次のように言っている。「各課の経営がほどほどのボーナス水準を与えるために不必要な仕事を創出しているという証拠がある。ある者が継続的に仕事をしていないと、つまり、仕事を待つているとボーナスは当然減るわけです。そこで、そうなるよりも、ある仕事が必要かどうかにかかわりなく仕事を与えているのではないかと思うのです。それを示す記録もあります。」「職長はなぜそんなに寛大なのですか——不満を防止する簡単な方法だからです。」(K6\15) 組合も同様に言っている。「必要な仕事でないのに職長はカードを発行していると聞いているが。……そうだ。工場は過剰保全の状態である。」「作業グループが圧力をかけるのですか。——そうだ。」「職長は大いに困惑するのではないか——そうです。職長はどちらつかずの立場で、経営者でもなく、組合でもない。両方からの圧力をうける。……(それに) 職長は誰でもクラフツマンからの出身です。だから(こうしたかけひきを) 自ら少し前までやっていたわけだから、それをどうしようかという気持はないわけです。」(N7\9)

こうした無駄は作業カード管理という関係しているのか。第一に、一シフトの労働時間を全てみたすだけの作業カードをエンジニア(プランニング・アドミニストレーション)が事前に準備できず、職長が空いた時間に不必要的仕事をやらせて後にP.E.が時間評定をするという方式である。(K6\15) 第二に、追加的関連業務を作業者が発見し、これを作業カードに記入していくことに

よってである。この第二の場合は作業者が不必要的仕事を創出する。そしてそれはしばしば時間外労働に及ぶ(N7\9)

(3) 作業カードで指示された業務が事情の変化で予定通りできないこと。一人の職場委員は言う。「仮に職長が明日は君にこの仕事をやってもらうと伝え、それは翌日の作業カードとして展開されるが、そのカードが生産労働者の都合で取消される。」(M・T5\25) 他の職場委員も同様に言う。「(近くの) 器材置場に部品をとりに行くと、そこに置いてない。そこでわざわざ中央工作場まで行かなくてはならない。こういうことがしおりゅうで時間がかかる。……そこで私はどうしてかと経営に聞くと、経営自らきちんとやるよう気に配らなくてはならないと言っている。」「またある仕事につくことになっていて、それにはクレーンが必要だとする。ところが、行ってみるとクレーンがない。そこで生産の方に電話をしてどうしたんだ、クレーンはどこに行つたんだと。」(クレーン修理) にまわしている、と言う。これが問題なのだ。これが問題なのです。(W M I Sは) うまくやるのに非常に

にむつかしいものだね。私は好きじゃない。」(F7\19)

「いや、我々は業務計画を作業カードに展開していく。ヨンシニア（アランニング・アシミリス・トレーニング）に聞いてみた。「業務計画で何がもつとも困難ですか。——もつともむつかしいのは、クラフトマンに必要な材料を準備しておく」とです。ところどころのよつた工場（製鋼整備工場）では、彼が職場に行つた時仕事ができるようにしておくことがもつともむつかしいのです。というのはよくあることだが、生産部門と調整しながらクレーンを手配しなくてはならない。またあらゆる器具を用意しておかなくてはならない。しかしクラフトマンが仕事につくまでは生産部門が態度を変更して、何か具合の悪いことがおきてこっちにまわせな」ということになる。……(b)の場合) クラフトマンはボーナスをかせぐりとなく待つとどういふことになる。待ち時間にはボーナスがつかないことになる。」(b)のことが彼らの大きな不平になるわけですよ。」(B7\25)

こうした業務の「妨害」による待ち時間に対し、一つは(i)にみた不必的な仕事で時間をみだす。こうして対応する」とが推定された。それと同時に(ii)に待ち時間に対して「支払わせる」。即ち、具体的には待ち時間分を Allowance Time として基準時間に組み入れるような圧力が経営に加えられる」とになる。(F7\19)

上記(i)と密接な関係を持つ問題として、課毎（あるいはボーナスグループ）のボーナス水準の不均衡。特に中央工作場(Central Engineering Workshop)と事業所内各生産工場の整備部門とで、前者が高い実効達成率をあげるのに対し後者はあげにくく、という問題である。前者においては主として機械工作であるため事前の業務計画が立てやすいのに對し、後者では生産部門の事情に影響されて計画がそのまま実行できない」ともある。(K6\15) 従つて後者においてはそのアンバランスを是正するために、(i)でみた不必要的仕事をやるようになせたり、(ii)でみた待ち時間分を Allowance Time として組み込ませるような職場からの圧力にかられる。

(iv)同一ボーナスグループ内の個々人の不満。「仕事が速く、若くて健康な労働者は、仕事の遅い者や老人などよりもグループのボーナスに貢献しているにもかかわらず、同額のWMボーナスしかかせないためにうんざりしてくる。」(N7\9)

(v)労働者は作業能率を上げるのではなく、能率を下げて時間外労働を増やすことにより稼得賃金を高めること。一職場委員は言う。「生産への注文が増加して、それに応じて圧延ロールの補修業務が増大した時など) 四〇時間内に多くの仕事をして達成率一

「〇〇をあげるよりも四八時間かけて一〇〇の達成率ではあるが、八時間分の時間外労働をする。……経営はこの点を発見できない。ひどいものだ。」「あなたはそれを止めさせようとしているのか、それとも勧めているのか。——とんでもない。止めさせようとしている。我々はより少ない時間でより多くを生産しなくてはならない。みんなやり方では企業の採算はとれない。しかし、多くの人々がそうしているのだ。ほんとうだ。」(N7/9)

こゝに掲げられている諸問題は、通説的に言われている労使関係状況と大差ないものとして解釈できないことはない。即わち、出来高賃金形態の下では（単純な個数賃金ではなく、時間を基礎にした刺激給の場合は）各種の交渉が職場で断続的に生起し、それが作業集団毎の稼得賃金較差を生み、その較差が口実となってその是正のための職場交渉が繰り返されるような事態を生む、従って、この事態の改善のためには、時間設定の客觀性を高めること、現場交渉にあたる第一線監督者である職長をよりコストに自覚的に振舞うように訓練すること、また紛争事項となりやすい故障時の賃金補償・配転時の賃金補償・時間設定交渉への参加者、再測定に入る条件、等を統一的なルールとして設定すること、ルール設定は職場などの下のレベルではなく企業レベルがのぞましいこと、などが提案されるわけである。⁽¹²⁾なる程、先の事例から、労働者は稼得賃金の増大や格差の是正を求めて職場交渉を不斷に追求しているし、また問題の解決のために、例えば、(i)や(v)の事例に対しては第一線監督者としての職長の権限強化やコスト管理意識の育成が必要だということは誰も否定できない。同様に待ち時間に対する紛争を予防するのに充分なだけの賃金補償規定を含めたルール化の必要もあるだろう。

しかし、我々が会うことができた当事者たちは、労使を問わず、こうした通説的な——これは結局ドノバン委員会の見地——認識枠組（労使関係の悪い状況を労使関係内在的にとらえようとして、問題発生の根拠とその処方箋とをともに労使関係の中に求めていく思考様式）の世界をすでに克えた所にWMISの欠陥を求めている点に注意を促しておきたい。それは、上述したWMISの現場での問題の真の原因是、職場レベルでの労使関係のあり方にあるというのではな

く、むしろその前提となる経営としての生産・業務計画の悪さ、材料・備品管理と業務計画との連係の悪さ、構内輸送計画と業務計画との連係の悪さ、等にあるとする視角である。

まず、職場委員の話を聞く。「W M I Sを組合が選んだのは、所得政策のためであり、これ以外に實上の方法がなかったからであり」(M・T5\25)「その限りにおいてW M I Sは組合にとって成功した。」しかし「経営から観たら完全な失敗であった。」(M・T7\19)だが、「我々が今ここにいるのは仕事がめしのたねだからであり、B S Cが利益をあげて欲しいと思っている。……信じて欲しいのだが、大抵の職場委員たちはB S Cと歩調をあわせて、より働きやすいようにしていく覚悟ができている。しかし不幸なことにそのようにはなっていない。」(M・T5\25)「(だから)、我々はW M I Sを止めさせるつもりだ。P Eなども管理費はコンピュータでおきかえるべきだ。」そういう人々を業務計画に振り向けるべきだ。計画システムが非常に貧弱だからだ。」「具体的にはどういうことですか——保全の業務をするために生産業務との時間を調整し、備品・材料を備えつけるという關係が貧弱なのです。材料を準備しても、生産の方から待ってくれと言われ、止むをえず材料をそのままにしておいて次のシフトか翌日にこりかかるのです。これは時間の無駄です。」(M・T7\19)「私が協約に署名した日のことを覚えているが、その時一人のエンジニアに『材料・備品管理をきちんとやってくれ』と言った。すると『そうだ、材料・備品は倉庫部門ではなくエンジニア部門で管理することになつております』と答えた。しかし、四年経過した今でも、そのことが作業カードに反映されていない。材料・備品はそれらがきちんと番号をつけて保管され、その状況はP Eに伝達され、記録されなくてはならないのに全くそうなつていない。」(M・T7\19)

生産計画・資材管理の不備が、逆に言えば、先に例示したような職場交渉の余地を生み出し、それにより保全労働者の稼得賃金を上げることを可能にしているわけだから、仮に職場の労働組合が近視眼的にセクションリズムに躊躇している限りは組合にとってそれは問題とならないはずである。職場の労働組合をそのように把握する限りでは、六〇年代以降政府の団体交渉政策が企業レベルでの団交と協約形成を促進し、組合の本質をよりコストに自覺的たらしめる方策を提唱したことは当を得ているし、経営参加の提唱もまとめて得ていると言える。しかし、こうした構想枠組は、労使関

係の土台である所の経営その自体の持つ問題の抽出を内在化させていないといふ欠陥があるのではないだろうか。

先の職場委員は言つた。「(我々が問題にしているのは) WMIS のプリンシプルではない。経営が我々の満足するように運用していなさいという事実に対してもある。……我々は保全部門と生産部門とのより良き調整がなくてはならない」と云つてゐるのです。それなしには WMIS は利益を生むよううまく運営できないからです。」(M・T7/19)

他の職場委員も自分の活動を説明する中で同様の問題を指摘する。「(私の活動の) ポイントはバランスを保つように心掛ける」とだ。バランスを保ちさえすれば問題はそう起きない。経営はこの点に留意すべきだ。しかし WMIS 協約はその点ばかりではなく、いつていい。というのは中央工作場のような所では達成率を高めるのが比較的容易なのに……他ではそういうまいかない。こので問題が生ずる。」「あなたはそのアンバランスをどう調整するのですか。……わからぬ。(笑) いや、うけんめいやつて少しでも近づけようとしているのですが、……」「その努力の内味を教えて下さる。……私は仕事をみて労働者にあらわると資材などを配給していないのではないかと、どうよくな経営の非効率を指摘します。」この部分に対して一定の Allowance Time をつけるようになれば、これにより若干達成率を高めると云ふことです。」そして次のように語る。「WMIS 協約を導入する際に、経営は自らをみつけ、自分らの責務を果すことができるかどうかを検討すべきであったと思うのです。……なぜなら経営は資材や配送などを手際よく処理していないのです。WMIS 協約の経営としての責務を果せるほどには効率的でないのです。」(F7/19)

しかし、このような経営の非効率性の故に、職場委員は職場交渉という職務を幅広く持つことができる。従つてなかなか WMIS を放棄しえないのでないかとのうがった質問に、職場委員は答える。「いやいや、そうではないと思います。WMIS はすみやかに廃止した方がよいのですが、何かによつておきかえられなくてはならない。」「そこで新たな職務をつくるといつことですか。——ちがう。もっとずっと平穏な生活ができるようになるというだけのことです。」(N7/9)

といふので、当の経営はこの点をどう考へてゐるのか。

現場で自らが業務計画を立て作業カードへの展開を行なつてゐるエンジニア(アランニング・アドミニストレーション)は次の点を強調した。「主要な困難の一つは、BSC が WMIS を始めた際に、刺激的賃金制度と(作業カードによる) 計画制度とを同時に開始したところにあります。そのために P-E を刺激給の計算につき込まれるをえず、その業務計画面が無視されました。

……我々は全員の協力をもって計画を立てるべきだったのです。それには一年か一年半かけてデータを集め、あらゆる情報を集めた上で刺激的賃金制度を出発させるべきだったのです。」（R7\25）

保全部門の労使関係を担当している若干のスタッフはこの点を最も強調する人物であった。「WMIS協約を導入した時、ライン・マネジメントにWMISの勘所が何であるのかを充分に理解させる点において怠りがなかつたとは言えない。実際WMISから最大のメリットを引き出そうとすれば、計画組織をきちんとさせなくてはならないのです。……（不必要的仕事をやらせて不満を防止するなどの安易な方法ではなく）労働者に必要な仕事を与え、あらゆる仕事を事前に計画し、備品は全て用意し、一定の時刻にちゃんとクレーンを用意し、等々の事を確實にしなくてはならない。……（実際はそうならなかつたわけで）それ以来、計画システムについてより多くのことを学んできました。：システムが正しく作動するよう努めています。これがここ数年で多くを学んだことです。……これは困難な仕事です。しかし、私個人としては本当に取組まなくてはならないことだと確信しています。……ICIなど多くの企業で、このような刺激制度を導入し多くの問題を抱えて、この問題解決のために努力するというよりも、そういう制度を廃止するという方向をとっています。しかしこれは消極的だと思うのです。本当にこれに取組まなくてはならないのであり、問題を隠そっとしたり忘れようとするとは無意味なのです。」（K6\15）

注

- (1) 人事労務課保全部門担当職員D・M・K氏面接調査記録（七九年六月一五日）
 - (2) AUEWのワークス・コンビーナB・N面接調査記録（七九年七月九日）
 - (3) こうした事業所レベルでのルール化の背後には、当然労使間の抗争が存在した。最も論議の対象となつたのは表6 IVの(6)であつたという。ここでは‘live’に移行した集団と‘non-live’の集団とでWMボーナスの稼得額が相違して後者に不満が蓄積したためである。事業所レベルの係争が中央にあげられ、中央でルール化された。（J・M氏・A・T氏面接調査（七九年五月二十五日）記録）
- しかし、こうした明確なルール化により処理されうる事項は、出来高賃金形態の下における最重要問題を構成しない。むしろ、基準時間設定や作業カードの運用など、手続はルール化できても、実際の施行にあたつて紛争を呼んだり、非効率が日常的に生れる部面こそが、賃金と能率を結びつけるネックとなる。

- (4) 出来高賃金形態の下で職場集団としての職場委員がどれほど多くの事項に、どの程度の強さで介入しているかは、他産業の例ではあるが、William Brown, Piecework Bargaining, 1973 を参照されだ。
- (5) 我国のイギリス労使関係研究書としての傑作である、熊沢誠『国家の中の國家』一九七六年は、いさした文脈での分析である。

(6) これを正確に確定するには、きちんとした文献研究が必要であるが、筆者には今それだけの力がない。合理化施策を事实上挫折させてくる職場委員たちの主觀のありようが、わしあたり筆者の次の文献からイメージとしてくるにあらむ。ヨーロッパ・イギリス (下田平裕身訳) 『ハーフ・スチュワードの世界』、一九八〇年。

- (7) 以下は職取りを中心に構成された。引用の煩瑣を避けるために、本文中で用いたる略記を行なう。AUEW のハーフ・スチュワードの世界 (一九八〇年) は M^{7/9}, UCAT のコンシーナー J・M 氏及び EETP の H・H・エリーザベス・B・N 氏面接調査記録 (七九年七月九日) は M^{7/25}, 国際調査記録 (七九年五月二十五日) は M・T¹⁹, H&D のヒュー・シミラースティニアードの L・E 氏面接調査記録 (七九年七月十九日) は E^{7/19}, 人事労務課保全部門担当職員 D・M・K 氏面接調査記録 (七九年六月一日) は K^{6/12}, 製鋼整備工場計画管理担当職員 Planning & administration) D 氏面接調査記録 (七九年七月十五日) は R^{7/25}.
- (8) National Board for Prices and Incomes, Report No 65, Payment By Results Systems, May 1968, Cmd 3627
- (9) W. Brown, op. cit.
- (10) 基準職務の時間設定が製鋼整備工場の場合、一人のP.E.が一人のクレタシヤンを作業に従事させべくアヴァチや計測するところが行なわれた。(R^{7/25}) これをベースに一定の allowance time が付加され、基準時間が算定されるが、いわば組合の承認 (本文 p38 をみよ) が必要である。承認の場が課別委員会であったと想定される。
- (11) 注 (∞) の文献を念頭におこしよ。
- (12) NBPI, op. cit. chap 7.

四 結論

すでにみたようにWMISの実施過程における問題は、生産計画や資材管理等経営機能それ自身にある。我々にいひ

イギリス鉄鋼業保全部門の労使関係

じまいとに困惑せざるをえない問題のあり方である。一定の労使関係のあり方がイギリス経済のパフォーマンスに影響を与えていたが、その具体的な連関を実地に調べてみよう、それに対してもどのような改革がなされようとしているのかを調べてみようとする素朴な関心をいだいていた我々にとって、かかる問題を掘り下げる準備を欠いていた。

しかし、この点についてイギリスの専門家が自覺的であつたかと言えば必ずしもそうではない。すでに三で断片的にひきあいに出した出来高賃金に対する処方箋は有効ではない。私の勉強不足で七〇年代に入つてからの新しい処方箋があるのか知らないが、六〇年代後半に頭著となつた賃金ドリフトとの関係で、出来高賃金に対する対策が政府レベルでやといりくがれたがその際の見地は物価所得全国委員会の『出来高賃金制度⁽¹⁾』に示されている。このでは出来高賃金制度の改革のために大要次の提案をして いる。

(i) 同一の努力に対し同一の所得を確保することが混乱をきたさないための前提であるから、主観的な基準時間や単価の設定を廃し、ワークスタディに基づいた作業測定をすべきである。これは、基本的な作業要素 element の時間設定に関する情報を企業内で集中し統一化をはかるべきである。更にそうした情報は企業を超えて集中する」とが効率的でもある。

交渉圧力を避けるために(i)以下の提案がされている。

(ii) 作業研究員や rate-fixer は交渉をせず職長が交渉にあたる。これにより所得に占める出来高給部分を大きくしないこと。

(iv) 単価決定方式ではなく基準時間設定方式によること。

(v) 職長が基準をゆるめることがないように、職長に対し financial control, cost control を働かせる。これができない場合は、各職長の配下の者たちの所得の動きを示す記録をつけ問題を明るみに出す」とをはじめるべきである。

(vi) production engineer は作業研究課と密接な連係をとつて、作業方法の変更等にもなう出来高賃金の不当な上昇等を避ける

傾斜部門の役割も重視すべきである。

rrm。

以上の点に加えて、次の点を最も強調している。

出来高制の実際においては、出来高の補償（配置転換、作業方法・機械設備の変更、故障などの際の）、単価・基準時間交渉の参加者、作業測定の方法などの基本的ルールが現場労使の慣行に委ねられることが多く、そこに不統一が生じ無秩序な交渉圧力が加わり、賃金ドリフトに結果する。従って、基本的ルールを労使間で公式に協定化し、交渉の圧力を個々の労働者や集団から除去し、正規の交渉機関を通すことが重要である。協定は事項により産業レベルでも可能であるが、特に企業レベルの協定が適切である。

みられるように、わずかに(や)で經營自体の管理のあり方を問題にしているだけで、むしろ主要な点は(や)で示されている団体交渉制度の企業レベルを核とした秩序化におかれている。そもそも、(や)した発想はかのドノバン委員会の政策思想と同一のものである。本稿で、扱った事例は、こうした提案の内容を(や)満たしているにもかかわらず事態が芳しくないことをいかんなく示しているのであって、やや大胆に言えば、六〇年代末の改革路線は七〇年代に現場で徐々に定着していったにもかかわらず、それまで比較的陰に隠れていた根本的な問題が実践の過程であらわになっていったのが七〇年代の状況ではなかろうか。

こうした労使関係それ自体というよりは、その前提であるところの經營のあり方それ自体の改革を、具体的にどう実践していくかが今日、イギリスの經營者と労働組合に重く課せられている。」のような問題のありようは、また同時に調査研究に携わる者たちにそれへのアプローチ枠組を新たにどう仕組むかという課題をつきつけてやまない。(一九八三年八月二六日脱稿)

注

- (一) National Board for Prices and Incomes, Report No. 65, Payment By Results Systems, May 1968, Cmnd 3627, chap 7 規範。

イギリス鉄鋼業保全部門の労使関係